

2. 事務事業に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>

1) 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況 <Q1-1(1)>

実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での2,215団体から2,289団体に増加。うち、実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は1,814団体（回答団体全体の55.1%）。

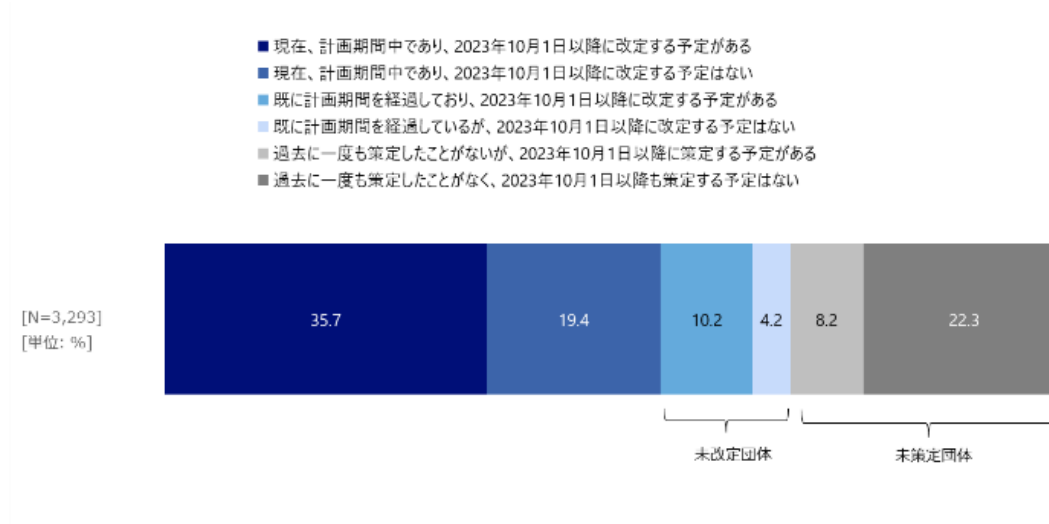
実行計画（事務事業編）の“未策定団体”は1,004団体（同30.5%）であり、うち269団体（同8.2%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”。

計画期間を経過している“未改定団体”は475団体（同14.4%）であり、うち336団体（同10.2%）は“改定予定団体”。

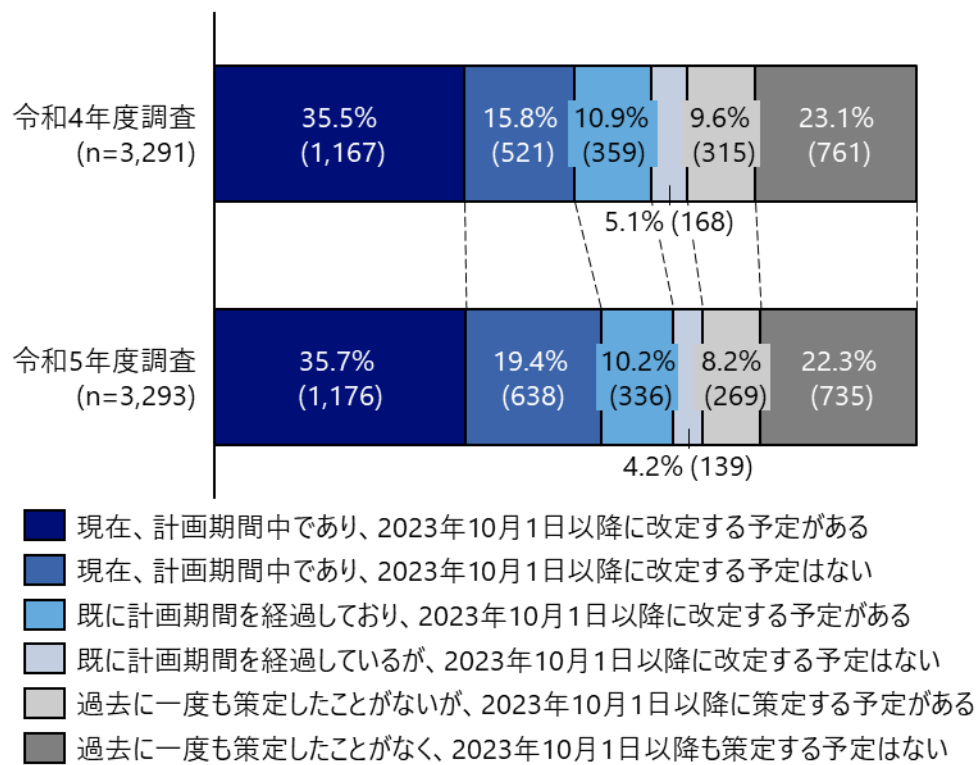
※今年度調査で回答の無かった団体については、昨年度調査における回答結果（2022年12月1日時点）を元に集計。

※本調査の対象団体数は3,296団体であるが、昨年度調査・今年度調査いずれにおいてもQ1-1(1)の回答がなかった場合は、無回答として扱っているため、本設問の回答団体数は3,293団体となっている。

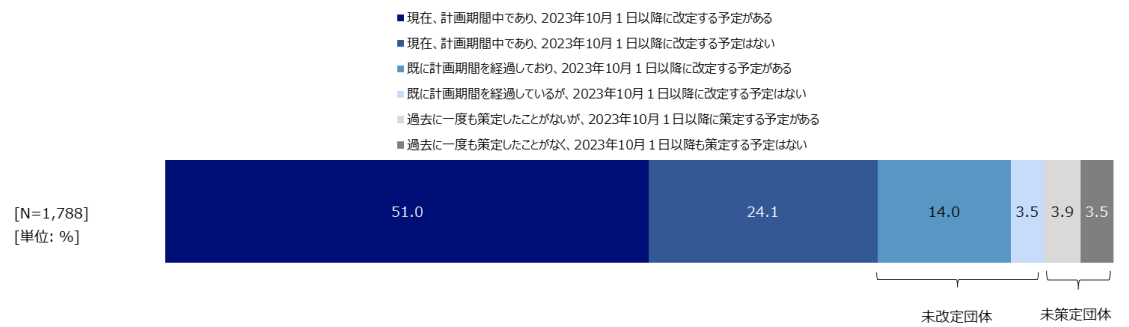
図表 20 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



図表 21 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【昨年度調査との比較】

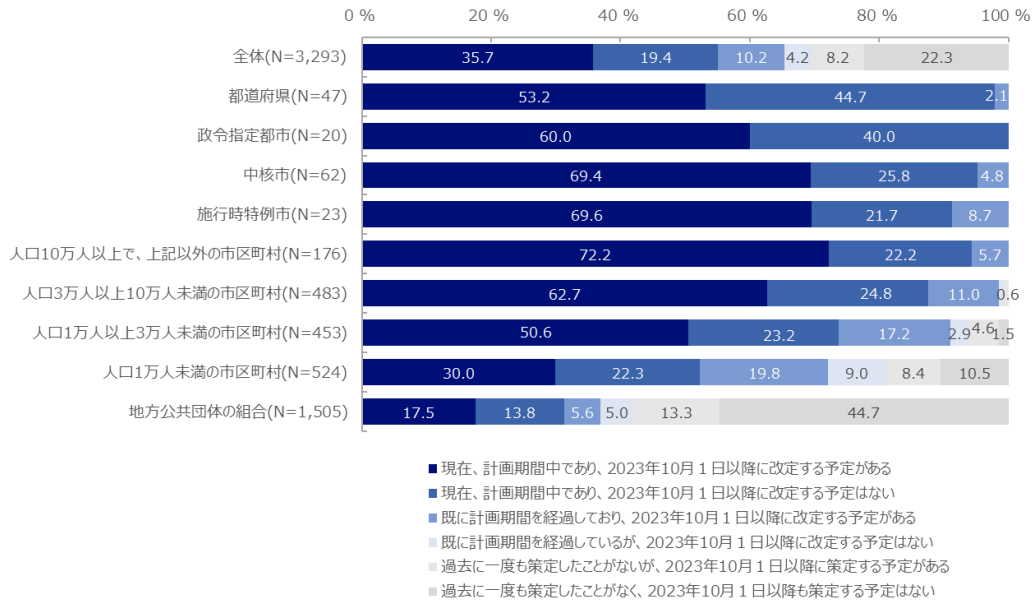


図表 22 令和5年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【都道府県・市区町村】



	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2023年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2023年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2023年10月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない	合計
全体	912	431	251	63	69	62	1788
比率	51.0	24.1	14.0	3.5	3.9	3.5	

図表 23 令和 5 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】

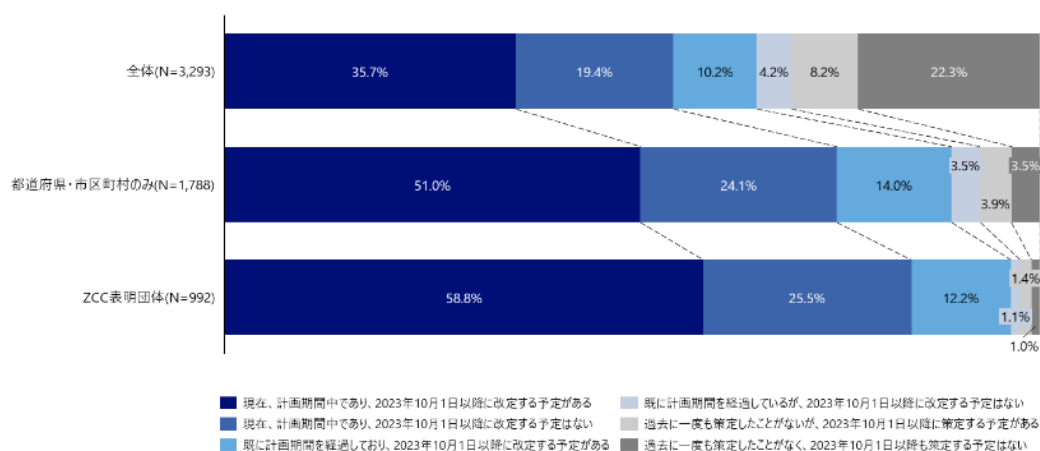


		現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定がある	現在、計画期間中であり、2023年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2023年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2023年10月1日以降に改定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2023年10月1日以降に策定する予定がある	過去に一度も策定したことがなく、2023年10月1日以降も策定する予定はない	合計
回答数	全体	1,176	638	336	139	269	735	3,293
	都道府県	25	21	1	0	0	0	47
	政令指定都市	12	8	0	0	0	0	20
	中核市	43	16	3	0	0	0	62
	施行時特例市	16	5	2	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	127	39	10	0	0	0	176
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	303	120	53	3	4	0	483
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	229	105	78	13	21	7	453
	人口1万人未満の市区町村	157	117	104	47	44	55	524
	地方公共団体の組合	264	207	85	76	200	673	1,505
比率 (%)	全体(N=3,293)	35.7	19.4	10.2	4.2	8.2	22.3	
	都道府県(N=47)	53.2	44.7	2.1	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	69.4	25.8	4.8	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	69.6	21.7	8.7	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	72.2	22.2	5.7	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=483)	62.7	24.8	11.0	0.6	0.8	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=453)	50.6	23.2	17.2	2.9	4.6	1.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=524)	30.0	22.3	19.8	9.0	8.4	10.5	
	地方公共団体の組合(N=1,505)	17.5	13.8	5.6	5.0	13.3	44.7	

事務事業編の策定・改定状況について、全体と都道府県・市区町村のみ、ゼロカーボンシティ（ZCC）表明団体*とを比較すると、ZCC 表明をしている団体ほど未策定の割合が低く、計画期間が経過していても改定の予定がある団体の割合が高い。

※令和 5 年 10 月 1 日時点でゼロカーボンシティ（ZCC）を表明している団体を対象としている。

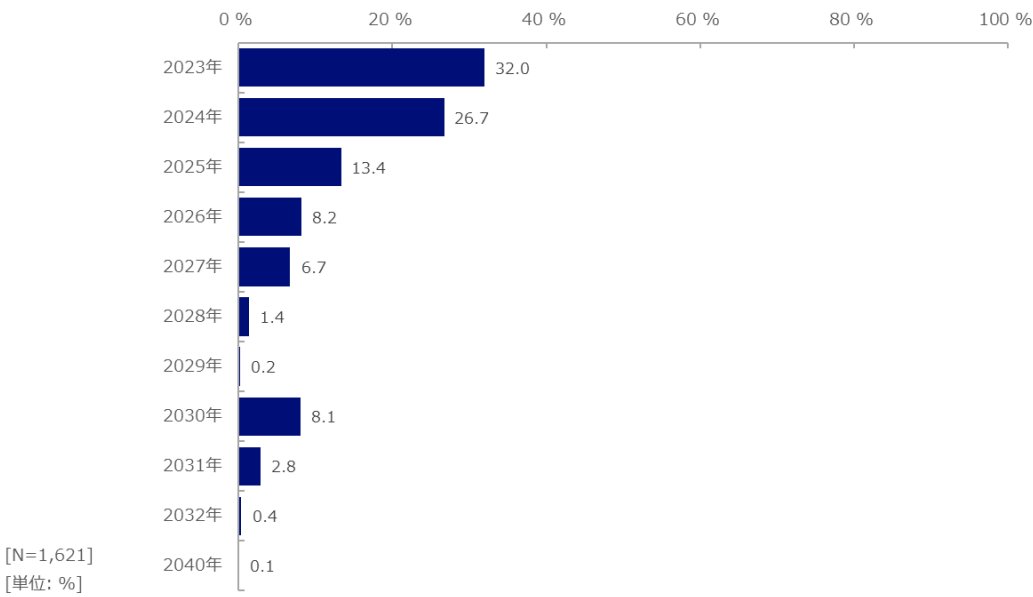
図表 24 令和 5 年 10 月 1 日現在の事務事業編の策定・改定状況
【ZCC 表明団体との比較】



①事務事業編の策定・改定予定年度 <Q1-1(1)>

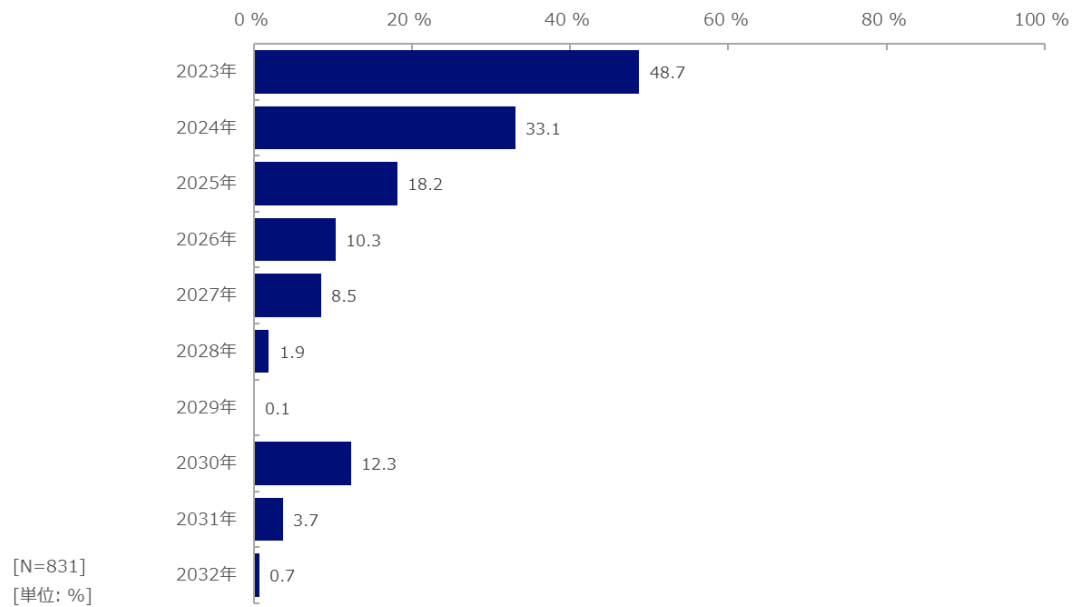
事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2023 年」(32.0%)が最も高く、次いで、「2024 年」(26.7%)「2025 年」(13.4%)と続く。

図表 25 事務事業編の策定・改定予定年度



	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2040年	合計
全体	519	433	217	133	109	22	4	131	46	6	1	1,621
比率 (%)	32.0	26.7	13.4	8.2	6.7	1.4	0.2	8.1	2.8	0.4	0.1	

図表 26 事務事業編の策定・改定予定年度
【都道府県・市区町村】



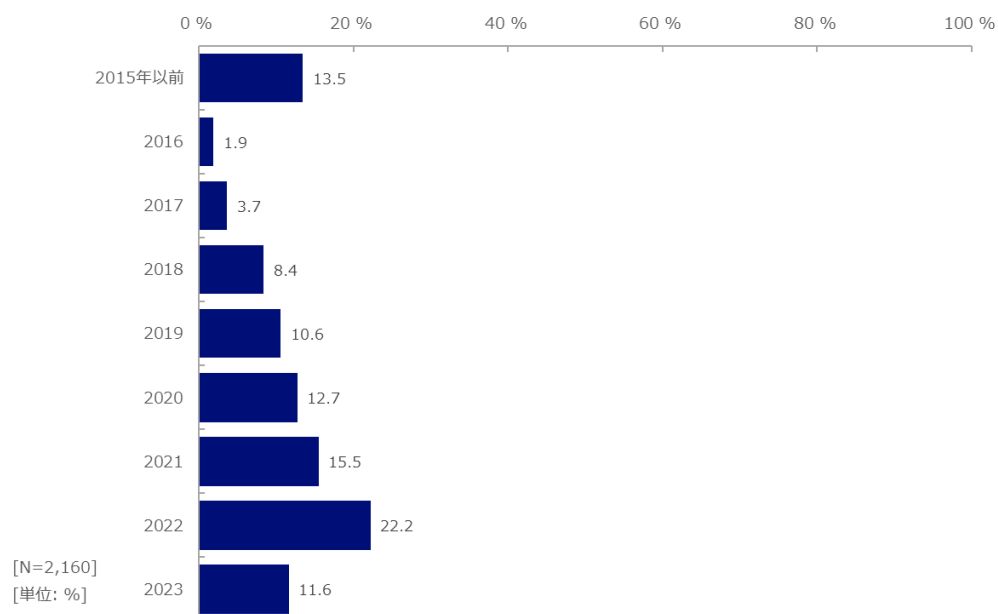
	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	合計
全体	405	275	151	86	71	16	1	102	31	6	831
比率 (%)	48.7	33.1	18.2	10.3	8.5	1.9	0.1	12.3	3.7	0.7	

②事務事業編の策定・最終改定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2022年」(22.2%)が最も高く、次いで「2021年」(15.5%)、「2015年以前」(13.5%)と続く。

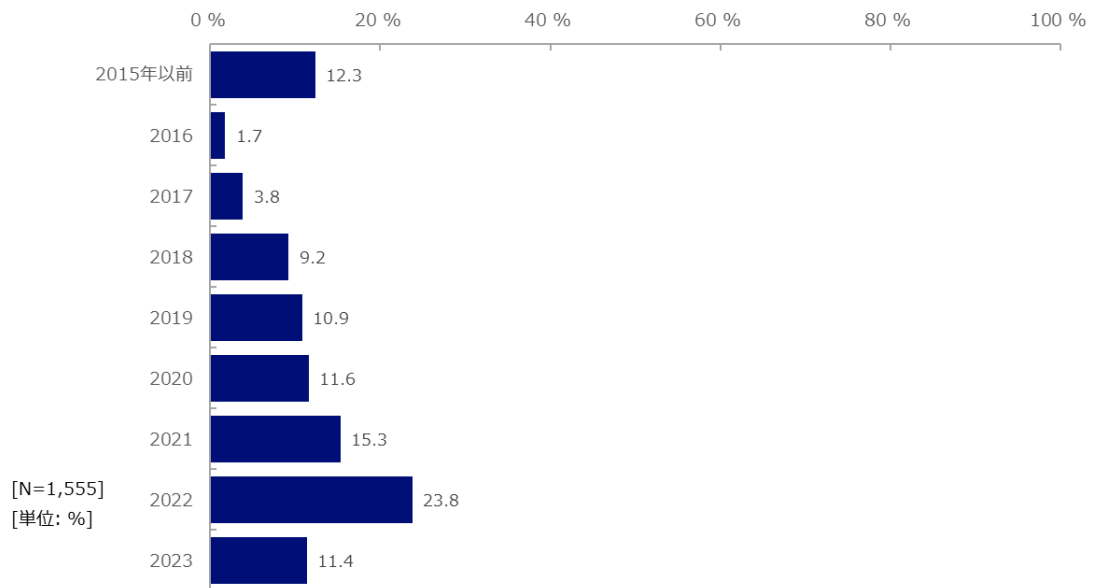
また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」(46.5%)が多い。

図表 27 事務事業編の策定・最終改定年度



	2015年以前	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	291	41	79	181	229	275	334	479	251	2,160
比率	13.5	1.9	3.7	8.4	10.6	12.7	15.5	22.2	11.6	

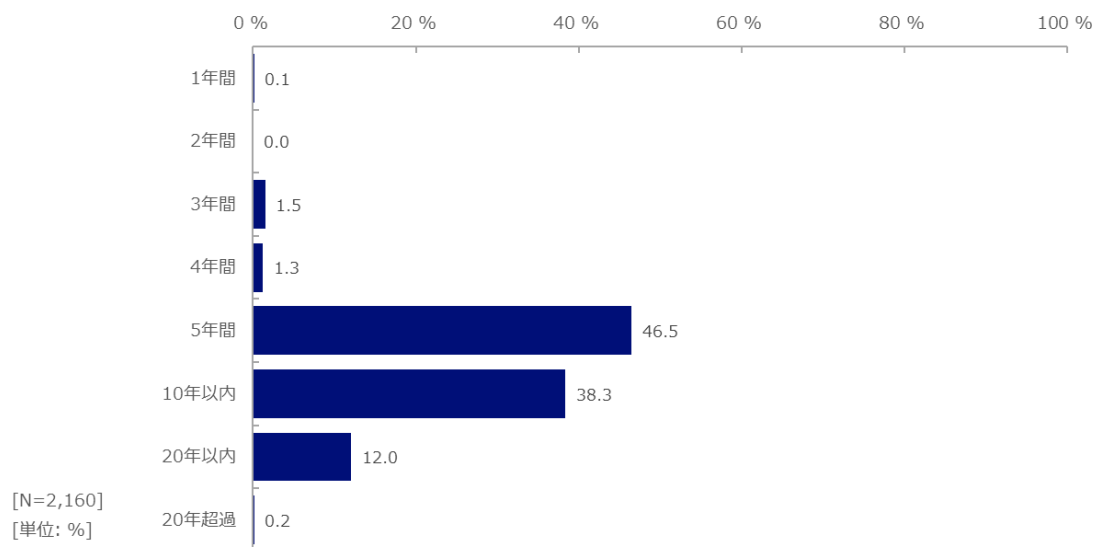
図表 28 事務事業編の策定・最終改定年度
【都道府県・市区町村】



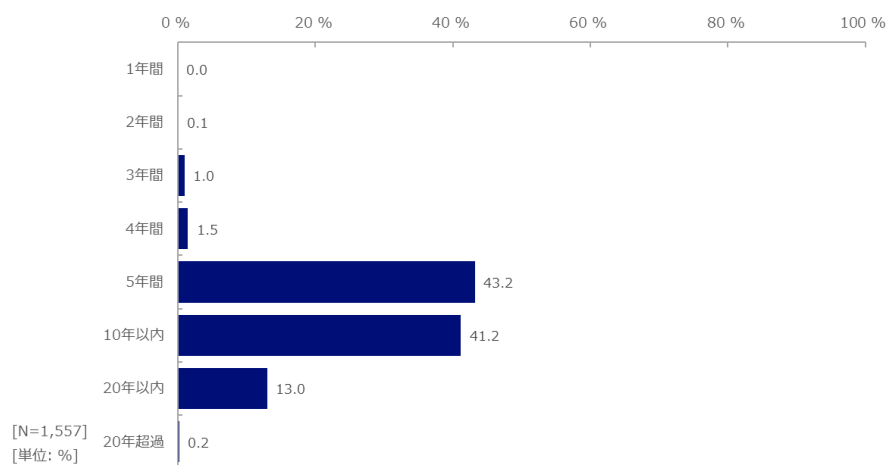
図表 29 事務事業編の策定・最終改定年度
【団体区分別】

		2015年以前	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
回答数	全体	291	41	79	181	229	275	334	479	251	2,160
	都道府県	0	1	0	1	2	10	9	22	2	47
	政令指定都市	0	0	1	1	1	4	4	8	1	20
	中核市	3	0	1	3	2	11	14	23	5	62
	施行時特例市	1	1	1	3	2	4	3	3	5	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	1	8	16	24	23	37	37	23	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	4	20	48	50	60	71	125	51	459
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	54	8	15	34	47	38	58	91	54	399
	人口1万人未満の市区町村	98	12	13	37	41	30	42	61	36	370
比率 (%)	地方公共団体の組合	99	14	20	38	60	95	96	109	74	605
	全体(N=2,160)	13.5	1.9	3.7	8.4	10.6	12.7	15.5	22.2	11.6	
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	0.0	2.1	4.3	21.3	19.1	46.8	4.3	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	5.0	5.0	5.0	20.0	20.0	40.0	5.0	
	中核市(N=62)	4.8	0.0	1.6	4.8	3.2	17.7	22.6	37.1	8.1	
	施行時特例市(N=23)	4.3	4.3	4.3	13.0	8.7	17.4	13.0	13.0	21.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	3.4	0.6	4.6	9.1	13.7	13.1	21.1	21.1	13.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=459)	6.5	0.9	4.4	10.5	10.9	13.1	15.5	27.2	11.1	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=399)	13.5	2.0	3.8	8.5	11.8	9.5	14.5	22.8	13.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=370)	26.5	3.2	3.5	10.0	11.1	8.1	11.4	16.5	9.7	
	地方公共団体の組合(N=605)	16.4	2.3	3.3	6.3	9.9	15.7	15.9	18.0	12.2	

図表 30 最新計画の計画期間



図表 31 最新計画の計画期間
【都道府県・市区町村】



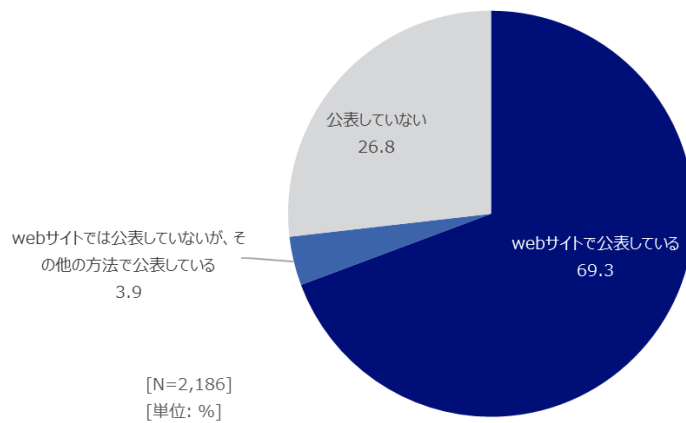
図表 32 最新計画の計画期間
【団体区分別】

		1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
回答数	全体	3	1	33	27	1,004	828	260	4	2,160
	都道府県	0	0	0	2	12	30	3	0	47
	政令指定都市	0	0	0	0	1	17	2	0	20
	中核市	0	0	0	1	12	39	9	1	62
	施行時特例市	0	0	1	1	5	15	1	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	1	2	50	88	34	0	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	1	4	12	177	192	72	0	458
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	0	0	5	2	191	152	49	1	400
	人口1万人未満の市区町村	0	0	4	3	224	108	32	1	372
	地方公共団体の組合	3	0	18	4	332	187	58	1	603
比率 (%)	全体(N=2,160)	0.1	0.0	1.5	1.3	46.5	38.3	12.0	0.2	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	25.5	63.8	6.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	85.0	10.0	0.0	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	0.0	1.6	19.4	62.9	14.5	1.6	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	4.3	4.3	21.7	65.2	4.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	0.0	0.0	0.6	1.1	28.6	50.3	19.4	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=458)	0.0	0.2	0.9	2.6	38.6	41.9	15.7	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=400)	0.0	0.0	1.3	0.5	47.8	38.0	12.3	0.3	
	人口1万人未満の市区町村(N=372)	0.0	0.0	1.1	0.8	60.2	29.0	8.6	0.3	
	地方公共団体の組合(N=603)	0.5	0.0	3.0	0.7	55.1	31.0	9.6	0.2	

2) 事務事業編の公表状況<Q1-1(2)>

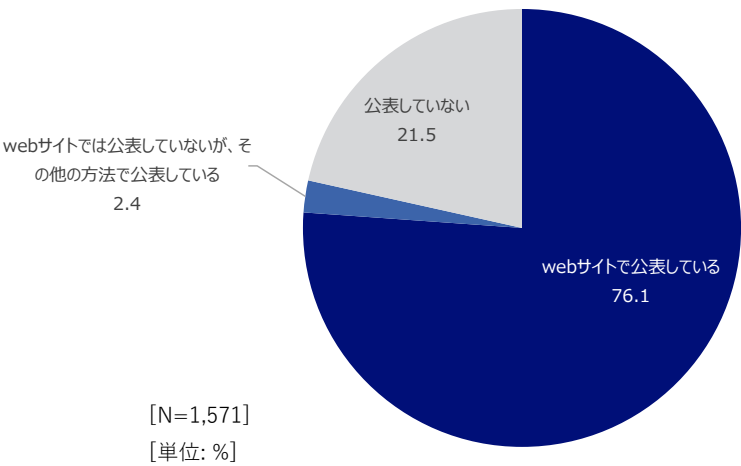
事務事業編を策定している団体のうち、計画を公表している団体は全体の73.2%である。

図表 33 事務事業編の公表状況



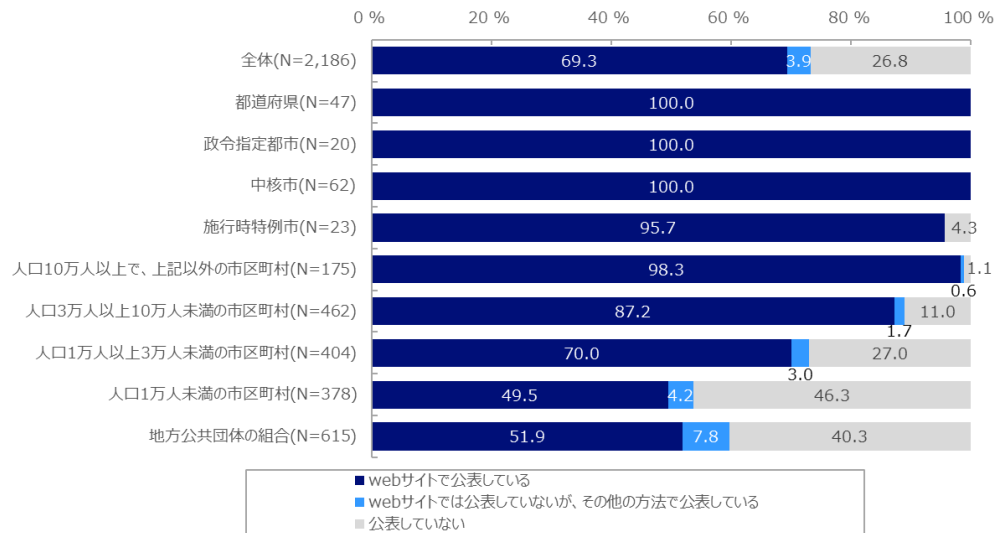
	webサイトで 公表している	webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している	公表していない	合計
全体	1,515	85	586	2,186
比率 (%)	69.3	3.9	26.8	

図表 34 事務事業編の公表状況
【都道府県・市区町村】



	webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している	公表していない	合計
全体	1,196	37	338	1,571
比率 (%)	76.1	2.4	21.5	

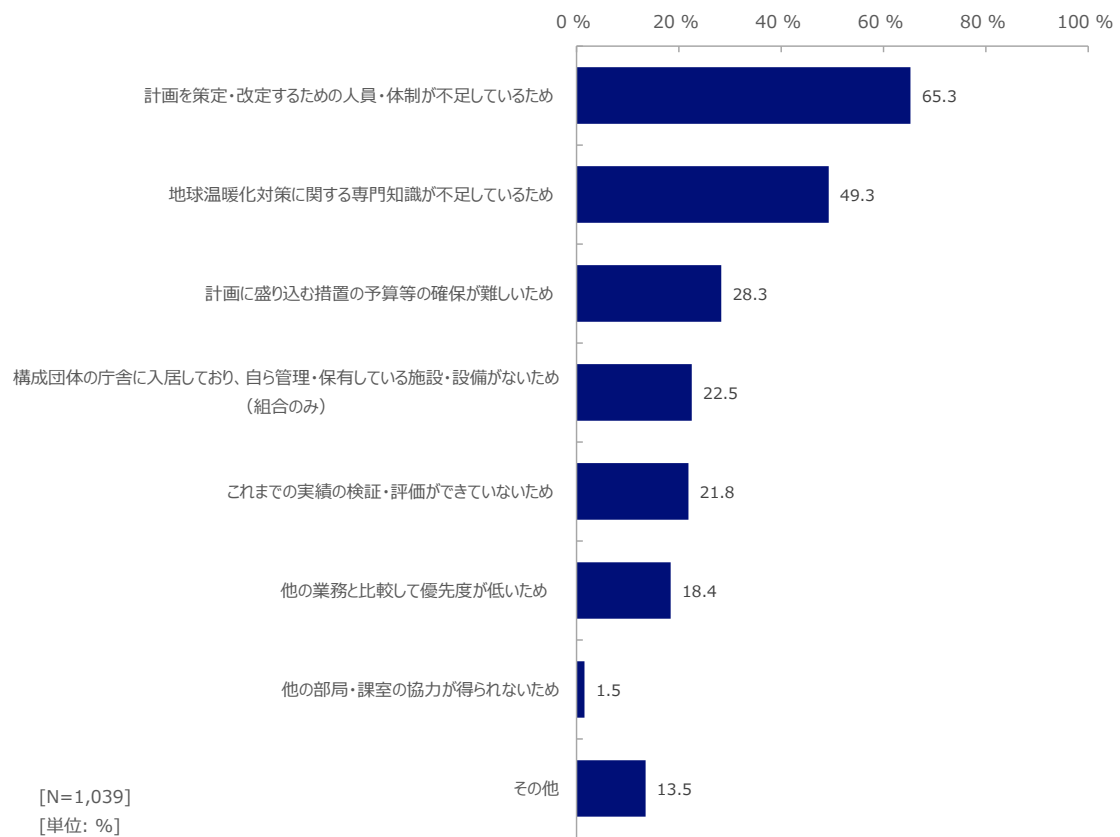
図表 35 事務事業編の公表状況
【団体区分別】



3) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎても未改定の理由 <Q1-1(3)>

実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」（65.3%）が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」（49.3%）、「計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため」（28.3%）と続く。

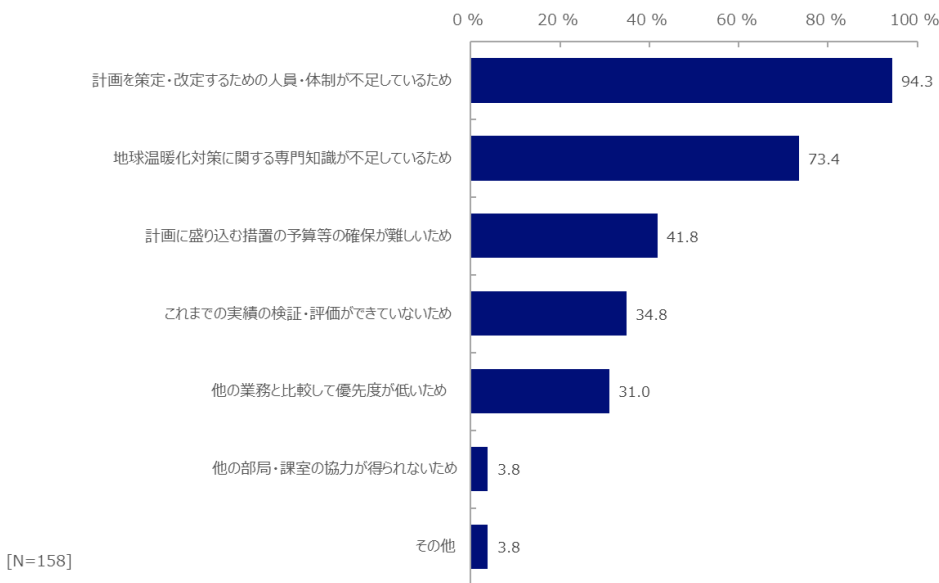
図表 36 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低いため	他の部局・課室の協力が得られないため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）	その他	合計
全体	678	294	512	227	191	16	234	140	1,039
比率	65.3	28.3	49.3	21.8	18.4	1.5	22.5	13.5	

都道府県・市区町村においても、「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」(94.3%)が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため」(73.4%)、「計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため」(41.8%)と続く。

図表 37 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【都道府県・市区町村】

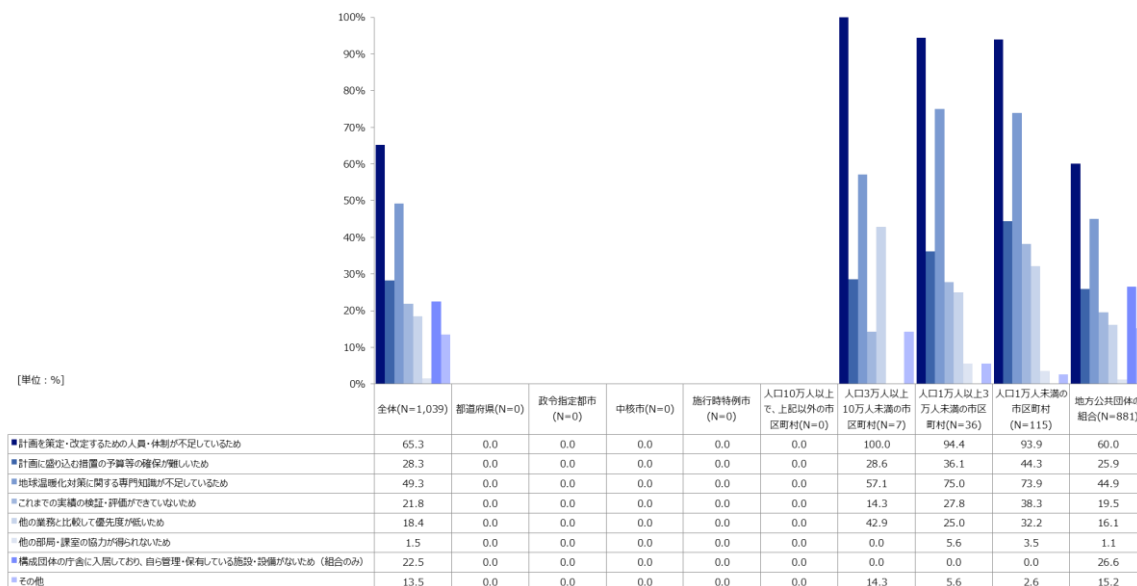


	計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低いため	他の部局・課室の協力が得られないため	その他	合計
全体	149	66	116	55	49	6	6	158
比率	94.3	41.8	73.4	34.8	31.0	3.8	3.8	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため」の割合が高い。

図表 38 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【団体区分別】



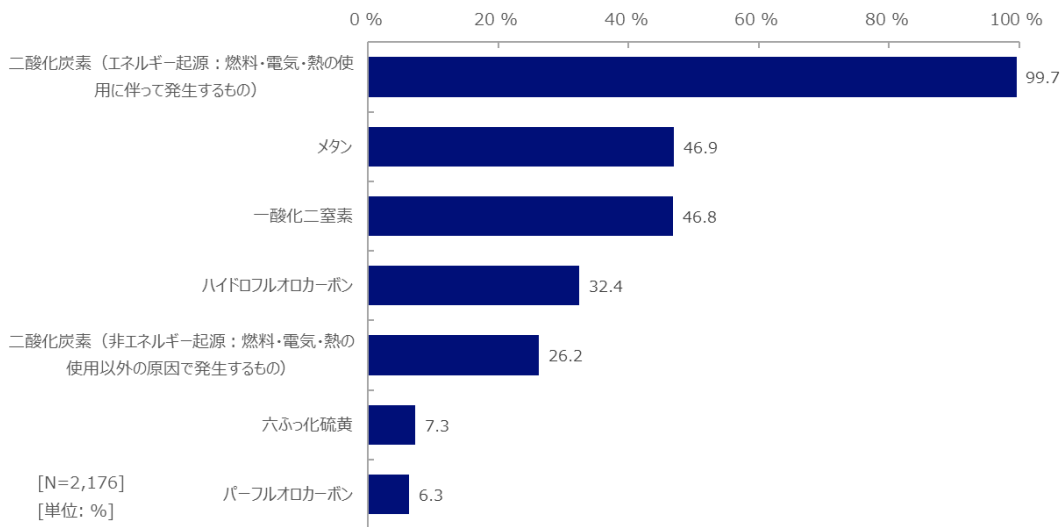
		計画を策定・改定するための人員・体制が不足しているため	計画に盛り込む措置の予算等の確保が難しいため	地球温暖化対策に関する専門知識が不足しているため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	他の部局・課室の協力が得られない	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（組合のみ）	その他	合計
回答数	全体	678	294	512	227	191	16	234	140	1039
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特別市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	2	4	1	3	0	0	1	7
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	34	13	27	10	9	2	0	2	36
	人口1万人未満の市区町村	108	51	85	44	37	4	0	3	115
	地方公共団体の組合	529	228	396	172	142	10	234	134	881
比率（%）	全体(N=1,039)	65.3	28.3	49.3	21.8	18.4	1.5	22.5	13.5	
	都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	施行時特別市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=7)	100.0	28.6	57.1	14.3	42.9	0.0	0.0	14.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=36)	94.4	36.1	75.0	27.8	25.0	5.6	0.0	5.6	
	人口1万人未満の市区町村(N=115)	93.9	44.3	73.9	38.3	32.2	3.5	0.0	2.6	
	地方公共団体の組合(N=881)	60.0	25.9	44.9	19.5	16.1	1.1	26.6	15.2	

4) 排出量算定の対象としているガスの種類 <Q1-1(4)>

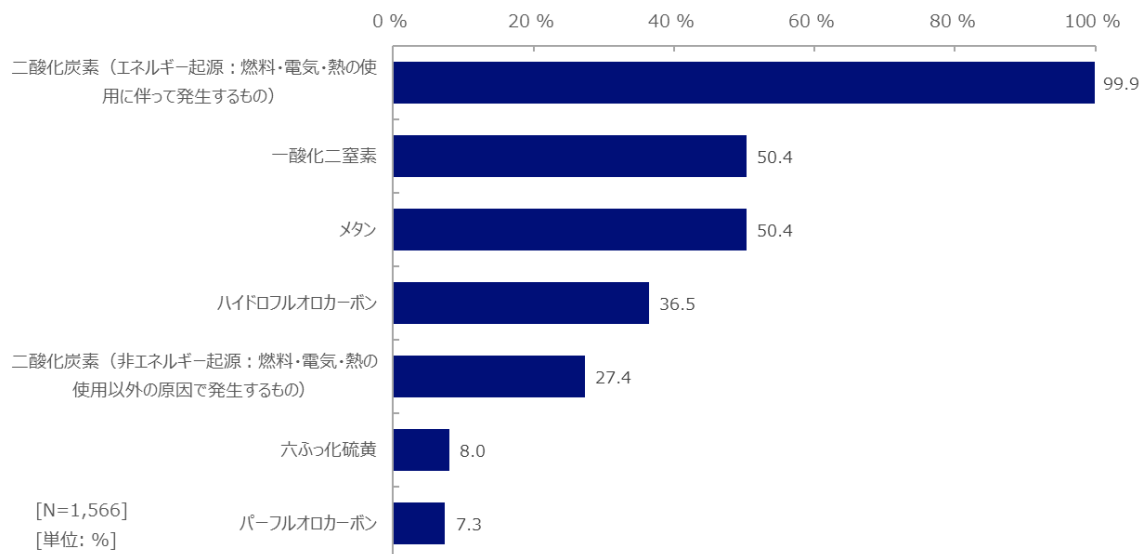
事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.7%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている（都道府県・市区町村においては 99.9%）。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（46.9%）、「一酸化二窒素」（46.8%）は、事務事業編を策定済みの団体の約 45%が排出量算定の対象としている。

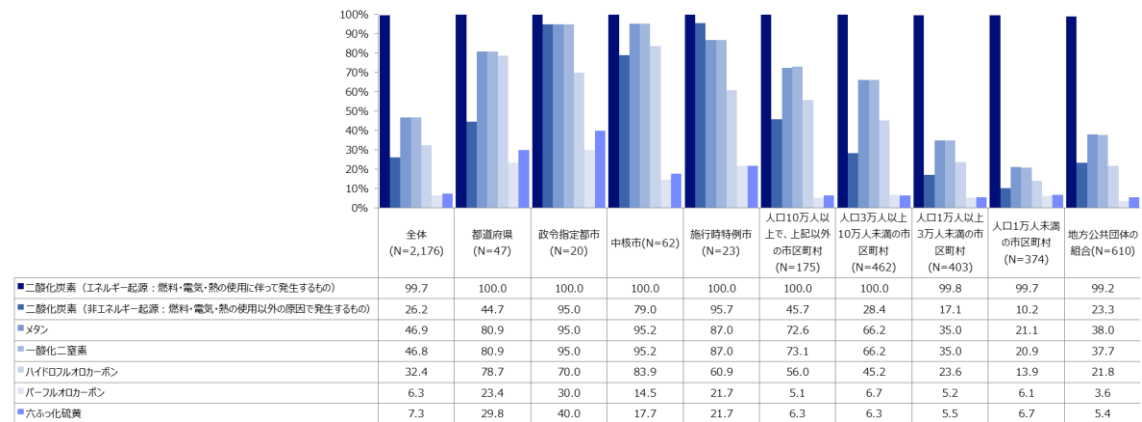
図表 39 排出量算定の対象としているガスの種類



図表 40 排出量算定の対象としているガスの種類
【都道府県・市区町村】



図表 41 排出量算定の対象としているガスの種類
【団体区分別】



		二酸化炭素 (エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの)	二酸化炭素 (非エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用以外の原因で発生するもの)	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
回答数	全体	2,169	571	1,021	1,019	704	137	158	2,176
	都道府県	47	21	38	38	37	11	14	47
	政令指定都市	20	19	19	19	14	6	8	20
	中核市	62	49	59	59	52	9	11	62
	施行時特例市	23	22	20	20	14	5	5	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	175	80	127	128	98	9	11	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	462	131	306	306	209	31	29	462
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	402	69	141	141	95	21	22	403
	人口1万人未満の市区町村	373	38	79	78	52	23	25	374
	地方公共団体の組合	605	142	232	230	133	22	33	610
比率 (%)	全体(N=2,176)	99.7	26.2	46.9	46.8	32.4	6.3	7.3	
	都道府県(N=47)	100.0	44.7	80.9	80.9	78.7	23.4	29.8	
	政令指定都市(N=20)	100.0	95.0	95.0	95.0	70.0	30.0	40.0	
	中核市(N=62)	100.0	79.0	95.2	95.2	83.9	14.5	17.7	
	施行時特例市(N=23)	100.0	95.7	87.0	87.0	60.9	21.7	21.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	100.0	45.7	72.6	73.1	56.0	5.1	6.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=462)	100.0	28.4	66.2	66.2	45.2	6.7	6.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=403)	99.8	17.1	35.0	35.0	23.6	5.2	5.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=374)	99.7	10.2	21.1	20.9	13.9	6.1	6.7	
	地方公共団体の組合(N=610)	99.2	23.3	38.0	37.7	21.8	3.6	5.4	

5) 事務事業編の共同策定の検討状況 <Q1-1(5)>

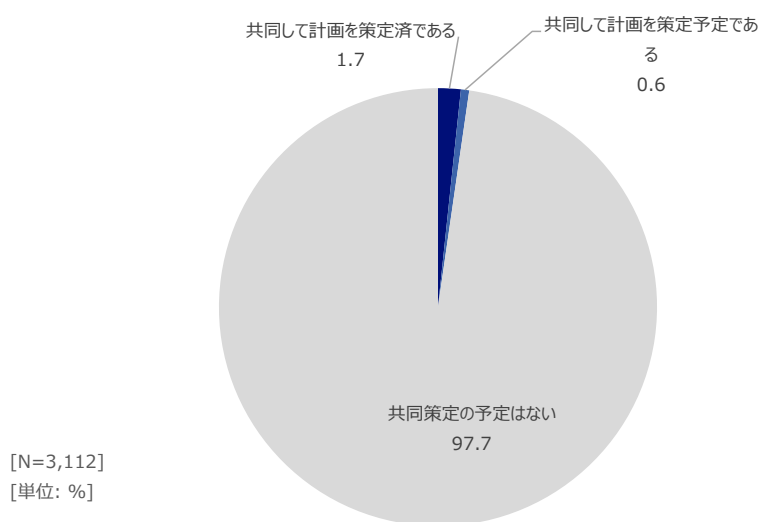
回答団体全体における事務事業編の共同策定検討状況を見ると「共同策定の予定はない」(97.7%)が大半を占めている。

事務事業編を共同策定していると回答した団体は 52 団体で、昨年度調査の 50 団体から 2 団体増加した。

都道府県・市区町村に限ってみても、「共同策定の予定はない」と回答している団体が 1,656 団体 (98.4%) と大半を占めている。

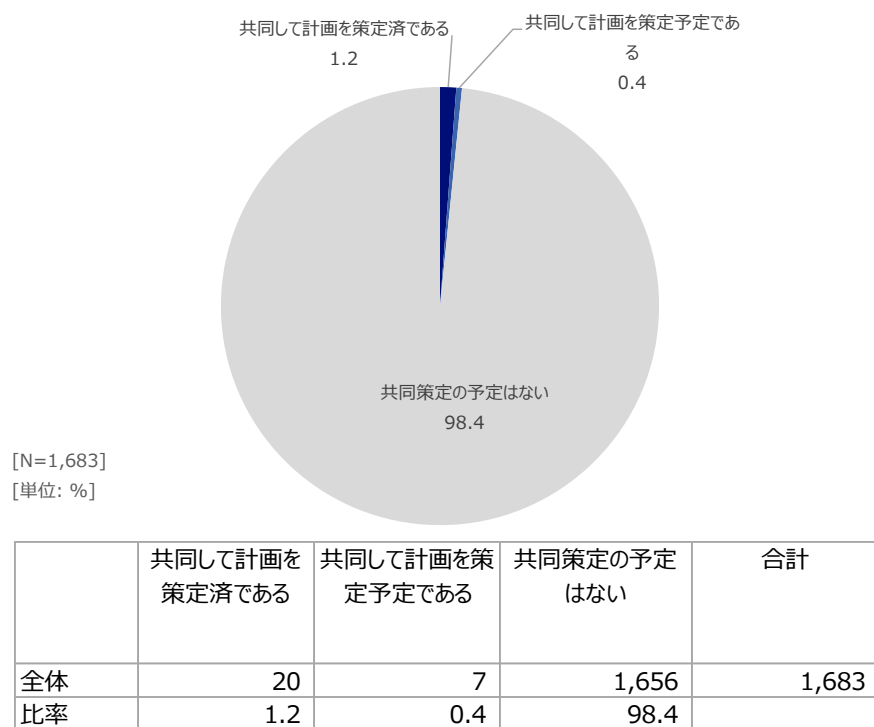
団体区分別に見ると、政令指定都市、施行時特例市において、共同して計画を策定済の団体が多くなっている。

図表 42 事務事業編の共同策定の検討状況

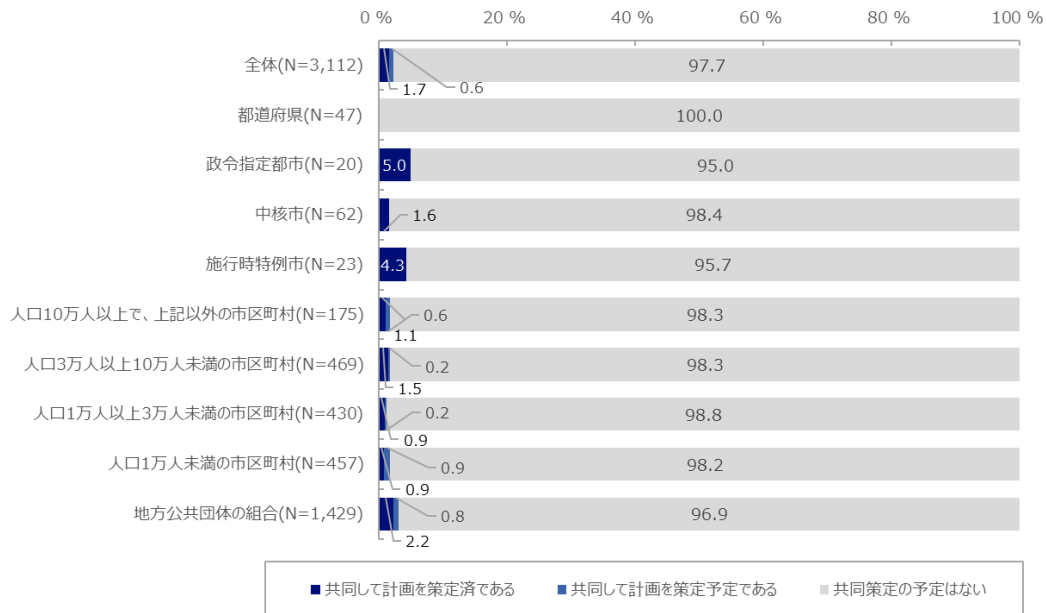


	共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
全体	52	19	3,041	3,112
比率	1.7	0.6	97.7	

図表 43 事務事業編の共同策定の検討状況
【都道府県・市区町村】



図表 44 事務事業編の共同策定の検討状況
【団体区分別】



		共同して計画を策定済である	共同して計画を策定予定である	共同策定の予定はない	合計
回答数	全体	52	19	3,041	3,112
	都道府県	0	0	47	47
	政令指定都市	1	0	19	20
	中核市	1	0	61	62
	施行時特例市	1	0	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	1	172	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	7	1	461	469
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	425	430
	人口1万人未満の市町村	4	4	449	457
	地方公共団体の組合	32	12	1,383	1,427
比率 (%)	全体(N=3,112)	1.7	0.6	97.7	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	0.0	95.0	
	中核市(N=62)	1.6	0.0	98.4	
	施行時特例市(N=23)	4.3	0.0	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	1.1	0.6	98.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	1.5	0.2	98.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=430)	0.9	0.2	98.8	
	人口1万人未満の市町村(N=457)	0.9	0.9	98.2	
	地方公共団体の組合(N=1,427)	2.2	0.8	96.9	

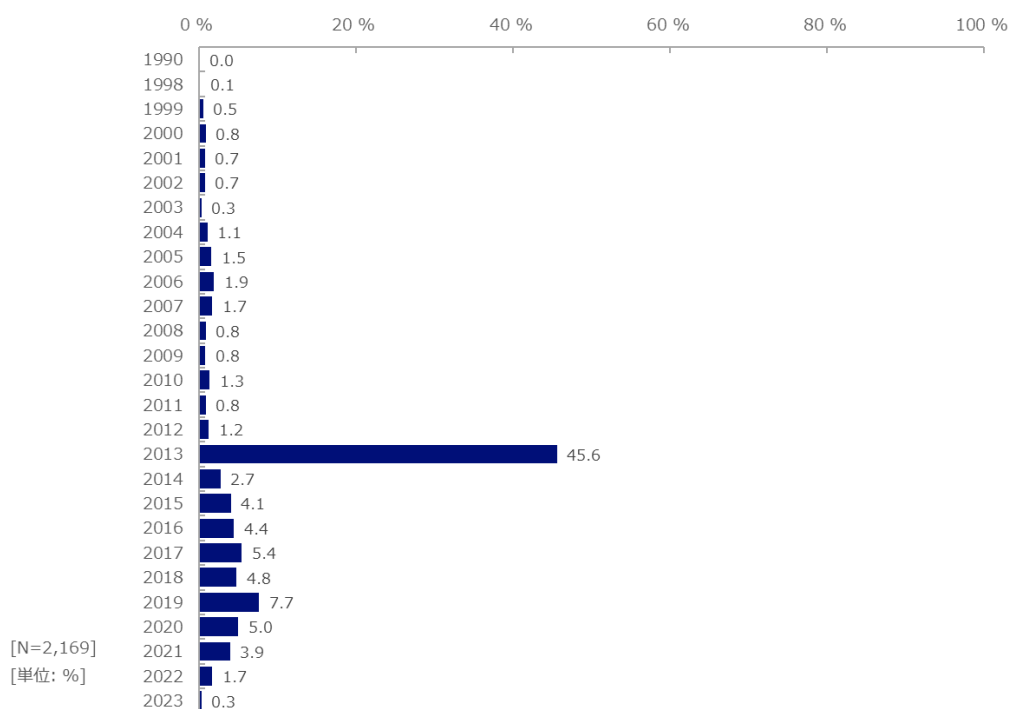
（２）事務事業に係る温室効果ガス排出量および電気使用量実績<Q1-2, Q1-6>

１） 温室効果ガス総排出量<Q1-2(1),Q1-6>

①基準年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」（45.6%）が最も多い。

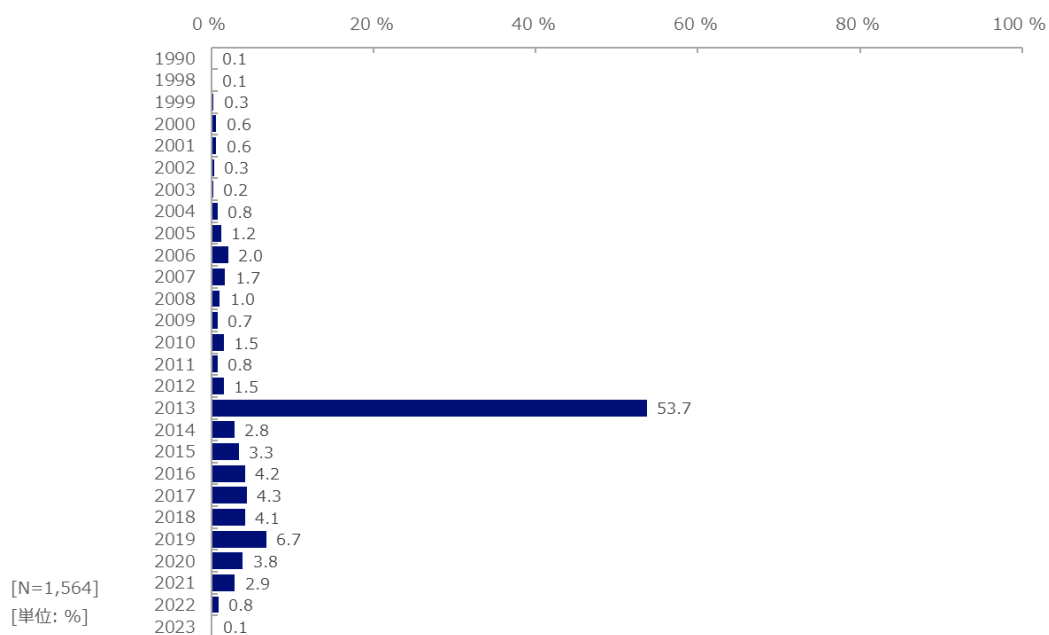
図表 45 温室効果ガス総排出量：基準年度



	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体	1	3	11	18	16	16	6	23	33	41	37	18	17	29
比率 (%)	0.0	0.1	0.5	0.8	0.7	0.7	0.3	1.1	1.5	1.9	1.7	0.8	0.8	1.3

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	18	26	990	59	88	96	117	104	166	108	85	37	6	2,169
比率 (%)	0.8	1.2	45.6	2.7	4.1	4.4	5.4	4.8	7.7	5.0	3.9	1.7	0.3	

図表 46 温室効果ガス総排出量：基準年度
【都道府県・市区町村】



	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体	1	1	4	9	9	5	3	12	18	32	26	16	11	24
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.6	0.6	0.3	0.2	0.8	1.2	2.0	1.7	1.0	0.7	1.5

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	12	23	840	44	52	65	68	64	105	60	45	13	2	1,564
比率 (%)	0.8	1.5	53.7	2.8	3.3	4.2	4.3	4.1	6.7	3.8	2.9	0.8	0.1	

図表 47 温室効果ガス総排出量：基準年度
【団体区分別】

		1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
回答数	全体	1	3	11	18	16	16	6	23	33	41	37	18	17
	都道府県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	1	1	3	0	0	2	1	3	5	5	4	2
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	1	0	0	2	6	0	1	5	6	10	7	4	2
	人口1万人未満の市区町村	0	0	3	2	2	5	0	6	8	16	13	8	6
	地方公共団体の組合	0	2	7	9	7	11	3	11	15	9	11	2	6
比率（%）	全体(N=2,169)	0.0	0.1	0.5	0.8	0.7	0.7	0.3	1.1	1.5	1.9	1.7	0.8	0.8
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=62)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=460)	0.0	0.2	0.2	0.7	0.0	0.0	0.4	0.2	0.7	1.1	1.1	0.9	0.4
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=403)	0.2	0.0	0.0	0.5	1.5	0.0	0.2	1.2	1.5	2.5	1.7	1.0	0.5
	人口1万人未満の市区町村(N=374)	0.0	0.0	0.8	0.5	0.5	1.3	0.0	1.6	2.1	4.3	3.5	2.1	1.6
	地方公共団体の組合(N=605)	0.0	0.3	1.2	1.5	1.2	1.8	0.5	1.8	2.5	1.5	1.8	0.3	1.0

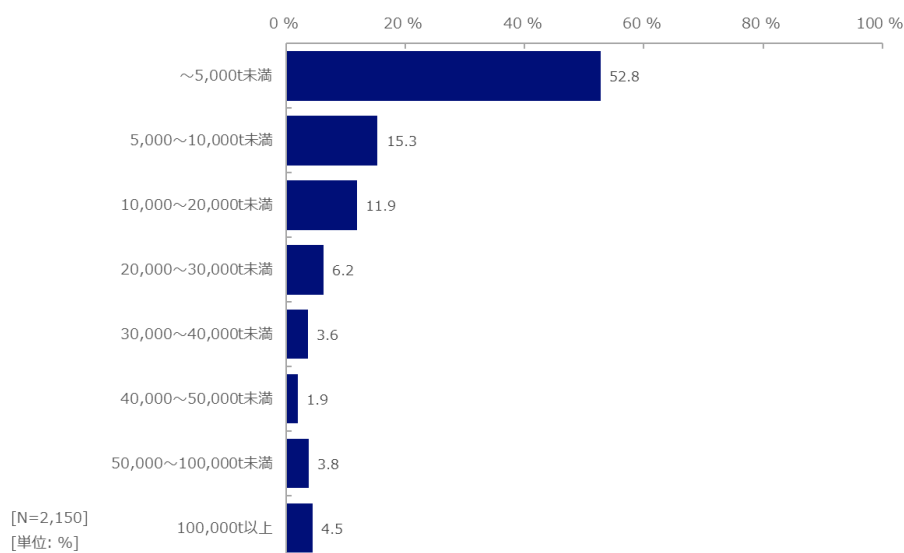
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	合計
回答数	全体	29	18	26	990	59	88	96	117	104	166	108	85	37	2,169
	都道府県	1	0	0	39	1	0	0	0	0	4	1	0	0	47
	政令指定都市	0	0	0	19	0	0	1	0	0	0	0	0	0	20
	中核市	0	0	1	46	1	1	4	0	2	6	0	0	0	62
	施行時特例市	0	0	0	20	0	0	1	0	0	1	0	0	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	0	2	133	3	3	6	5	4	10	1	1	0	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	0	5	281	9	19	16	22	15	30	14	15	2	460
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	7	5	2	186	19	11	17	20	23	27	20	16	5	403
	人口1万人未満の市区町村	8	7	13	116	11	18	20	21	20	27	24	13	6	374
	地方公共団体の組合	5	6	3	150	15	36	31	49	40	61	48	40	24	605
比率（%）	全体(N=2,169)	1.3	0.8	1.2	45.6	2.7	4.1	4.4	5.4	4.8	7.7	5.0	3.9	1.7	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	0.0	83.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	8.5	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	95.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	0.0	0.0	1.6	74.2	1.6	1.6	6.5	0.0	3.2	9.7	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	87.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	1.7	0.0	1.1	76.0	1.7	1.7	3.4	2.9	2.3	5.7	0.6	0.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=460)	1.1	0.0	1.1	61.1	2.0	4.1	3.5	4.8	3.3	6.5	3.0	3.3	0.4	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=403)	1.7	1.2	0.5	46.2	4.7	2.7	4.2	5.0	5.7	6.7	5.0	4.0	1.2	
	人口1万人未満の市区町村(N=374)	2.1	1.9	3.5	31.0	2.9	4.8	5.3	5.6	5.3	7.2	6.4	3.5	1.6	
	地方公共団体の組合(N=605)	0.8	1.0	0.5	24.8	2.5	6.0	5.1	8.1	6.6	10.1	7.9	6.6	4.0	

②基準年度排出量 <Q1-2(1)>

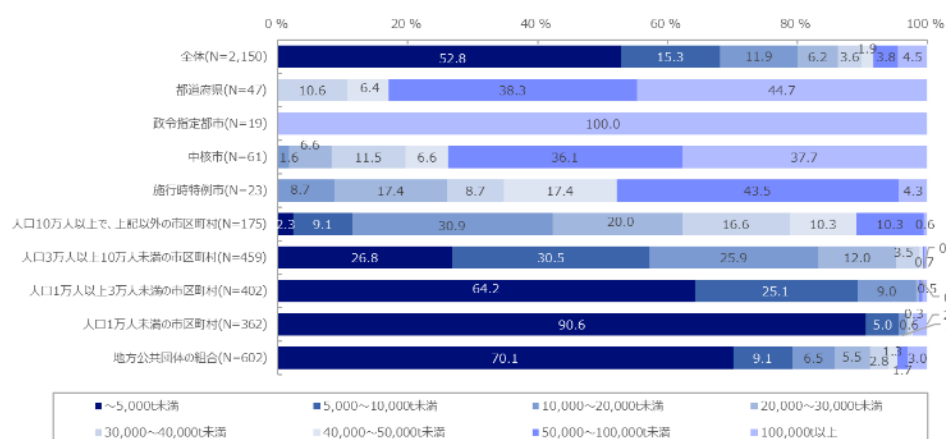
基準年度の温室効果ガス総排出量は5,000トン未満の団体が最も多い(52.8%)。

団体区部分別の排出量をみると、施行時特例市以上の規模の団体の排出量の総量は大きいですが、一人当たり排出量は小規模団体のほうが多くなっている。

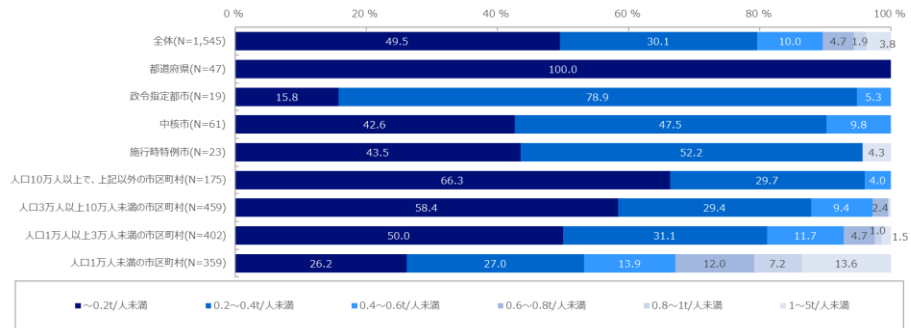
図表 48 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量



図表 49 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別】



図表 50 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量】



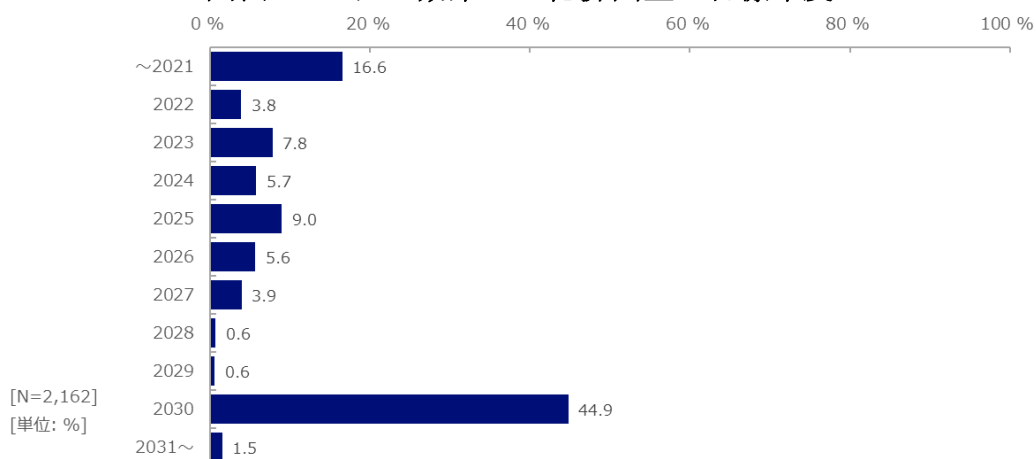
		~0.2t/人未満	0.2~0.4t/人未満	0.4~0.6t/人未満	0.6~0.8t/人未満	0.8~1t/人未満	1~5t/人未満	合計
回答数	全体	765	465	154	73	30	58	1545
	都道府県	47	0	0	0	0	0	47
	政令指定都市	3	15	1	0	0	0	19
	中核市	26	29	6	0	0	0	61
	施行時特例市	10	12	0	0	0	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	116	52	7	0	0	0	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	268	135	43	11	0	2	459
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	201	125	47	19	4	6	402
	人口1万人未満の市区町村	94	97	50	43	26	49	359
比率 (%)	全体(N=1,545)	49.5	30.1	10.0	4.7	1.9	3.8	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=19)	15.8	78.9	5.3	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=61)	42.6	47.5	9.8	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	43.5	52.2	0.0	0.0	0.0	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	66.3	29.7	4.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=459)	58.4	29.4	9.4	2.4	0.0	0.4	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=402)	50.0	31.1	11.7	4.7	1.0	1.5	
	人口1万人未満の市区町村(N=359)	26.2	27.0	13.9	12.0	7.2	13.6	

③目標年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2030 年」(44.9%)が最も高く、次いで「～2021 年」(16.6%)、「2025 年」(9.0%)と続く。都道府県・市区町村においても傾向は変わらず、2030 年が最も高い。

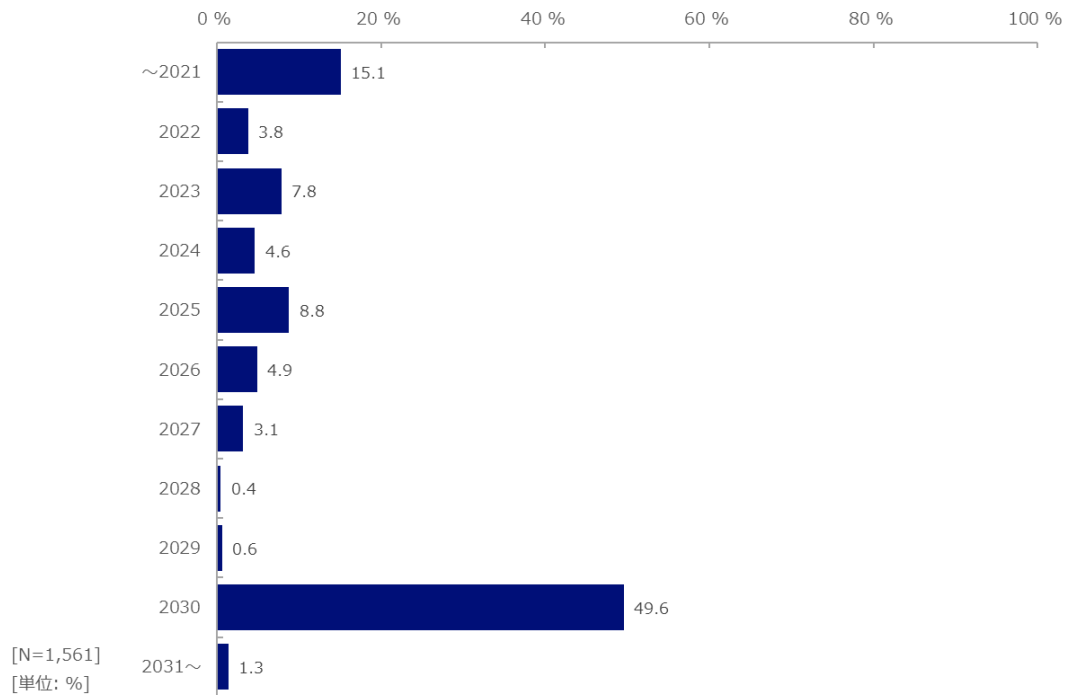
また一部団体においては 2022 年度以前が目標年度となっている団体があり、一部で計画の見直しが必要と考えられる。

図表 51 温室効果ガス総排出量：目標年度



	～2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～	合計
全体	358	83	168	124	194	122	85	14	12	970	32	2,162
比率 (%)	16.6	3.8	7.8	5.7	9.0	5.6	3.9	0.6	0.6	44.9	1.5	

図表 52 温室効果ガス総排出量：目標年度
【都道府県・市区町村】



	～2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～	合計
全体	235	59	122	72	137	76	49	7	9	774	21	1,561
比率 (%)	15.1	3.8	7.8	4.6	8.8	4.9	3.1	0.4	0.6	49.6	1.3	

図表 53 温室効果ガス総排出量：目標年度
【団体区分別】

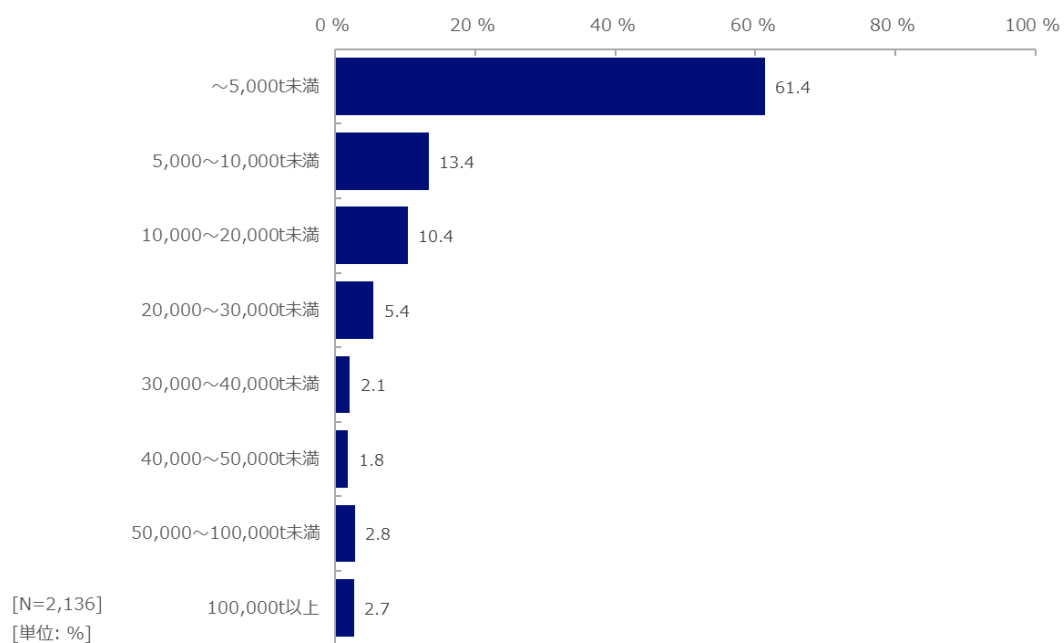
		～2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031～	合計
回答数	全体	358	83	168	124	194	122	85	14	12	970	32	2,162
	都道府県	0	1	1	1	7	0	0	0	0	37	0	47
	政令指定都市	0	0	0	1	2	0	0	0	0	17	0	20
	中核市	2	1	0	1	9	3	2	1	1	42	0	62
	施行時特例市	1	1	2	1	3	2	1	1	0	11	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	5	13	10	15	5	7	1	2	106	4	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	39	15	45	22	44	29	19	1	1	235	8	458
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	73	12	34	18	28	22	12	2	3	193	5	402
	人口1万人未満の市区町村	113	24	27	18	29	15	8	1	2	133	4	374
	地方公共団体の組合	123	24	46	52	57	46	36	7	3	196	11	601
	全体(N=2,162)	16.6	3.8	7.8	5.7	9.0	5.6	3.9	0.6	0.6	44.9	1.5	
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	2.1	2.1	14.9	0.0	0.0	0.0	0.0	78.7	0.0	
比率 (%)	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	5.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	85.0	0.0	
	中核市(N=62)	3.2	1.6	0.0	1.6	14.5	4.8	3.2	1.6	1.6	67.7	0.0	
	施行時特例市(N=23)	4.3	4.3	8.7	4.3	13.0	8.7	4.3	4.3	0.0	47.8	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	4.0	2.9	7.4	5.7	8.6	2.9	4.0	0.6	1.1	60.6	2.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=458)	8.5	3.3	9.8	4.8	9.6	6.3	4.1	0.2	0.2	51.3	1.7	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=402)	18.2	3.0	8.5	4.5	7.0	5.5	3.0	0.5	0.7	48.0	1.2	
	人口1万人未満の市区町村(N=374)	30.2	6.4	7.2	4.8	7.8	4.0	2.1	0.3	0.5	35.6	1.1	
	地方公共団体の組合(N=601)	20.5	4.0	7.7	8.7	9.5	7.7	6.0	1.2	0.5	32.6	1.8	

④目標年度排出量 <Q1-2(1)>

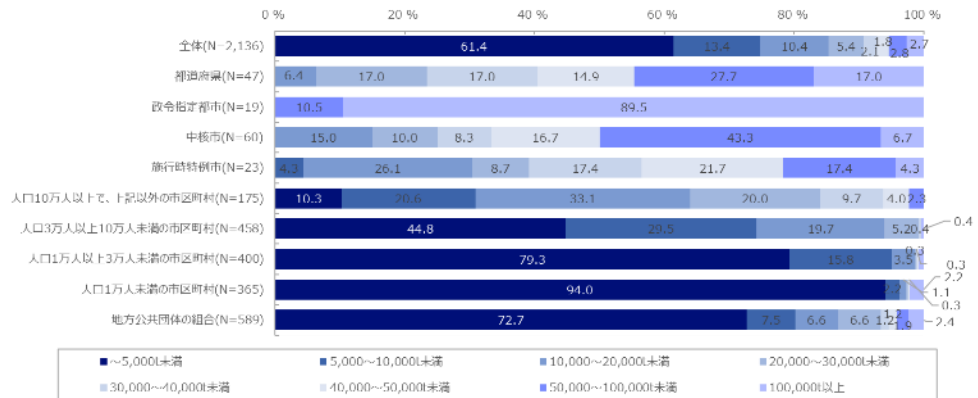
目標年度における温室効果ガス排出量（目標値）をみると、5,000 トン未満を目標に掲げている団体が最も多く、61.4%となっている。

団体区分別にみると、施行時特例市以上の規模の団体は目標排出量の値は大きいですが、一人当たり排出量の目標は 0.2 トン以下となっている。

図表 54 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量

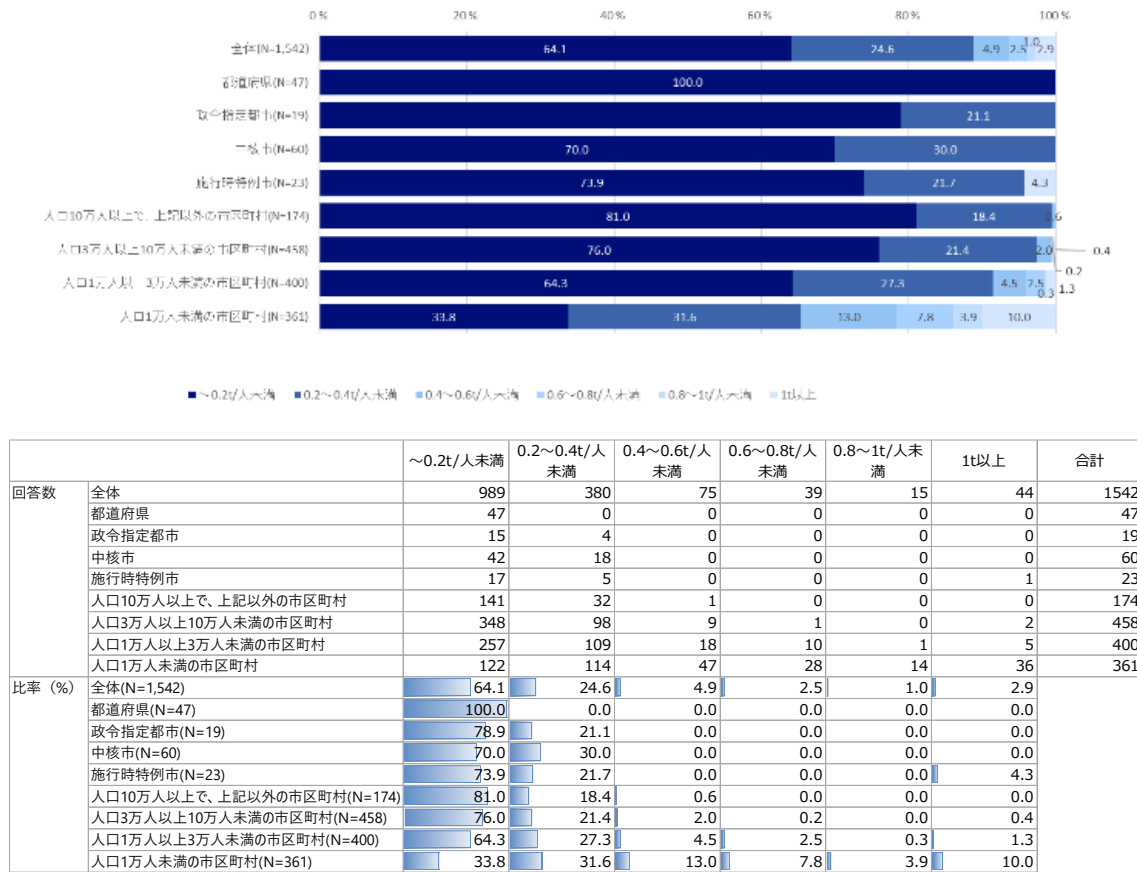


図表 55 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別】



		~5,000t未満	5,000~10,000t未満	10,000~20,000t未満	20,000~30,000t未満	30,000~40,000t未満	40,000~50,000t未満	50,000~100,000t未満	100,000t以上	合計
回答数	全体	1,311	287	223	116	44	38	60	57	2,136
	都道府県	0	0	3	8	8	7	13	8	47
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	2	17	19
	中核市	0	0	9	6	5	10	26	4	60
	施行時特例市	0	1	6	2	4	5	4	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	36	58	35	17	7	4	0	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	205	135	90	24	2	0	0	2	458
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	317	63	14	1	1	1	0	3	400
	人口1万人未満の市区町村	343	8	4	1	0	1	0	8	365
	地方公共団体の組合	428	44	39	39	7	7	11	14	589
比率 (%)	全体(N=2,136)	61.4	13.4	10.4	5.4	2.1	1.8	2.8	2.7	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	6.4	17.0	17.0	14.9	27.7	17.0	
	政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.5	89.5	
	中核市(N=60)	0.0	0.0	15.0	10.0	8.3	16.7	43.3	6.7	
	施行時特例市(N=23)	0.0	4.3	26.1	8.7	17.4	21.7	17.4	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	10.3	20.6	33.1	20.0	9.7	4.0	2.3	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=458)	44.8	29.5	19.7	5.2	0.4	0.0	0.0	0.4	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=400)	79.3	15.8	3.5	0.3	0.3	0.3	0.0	0.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=365)	94.0	2.2	1.1	0.3	0.0	0.3	0.0	2.2	
	地方公共団体の組合(N=589)	72.7	7.5	6.6	6.6	1.2	1.2	1.9	2.4	

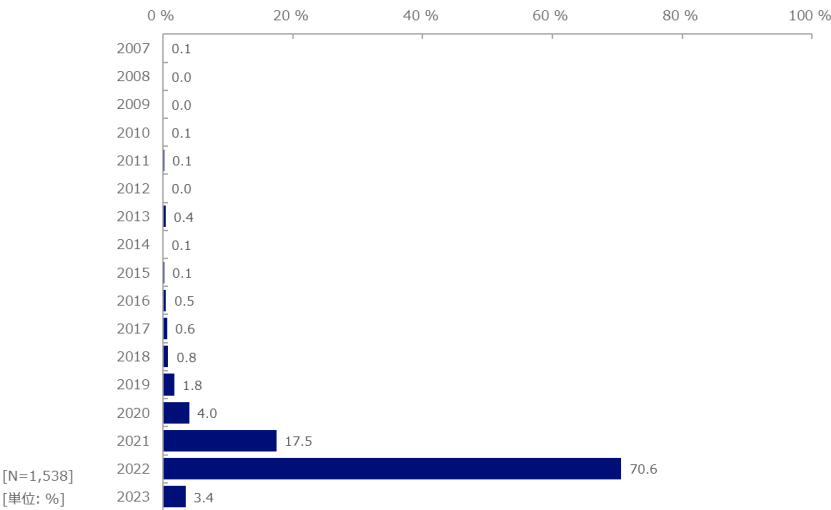
図表 56 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量】



⑤直近点検年度 <Q1-6>

事務事業編を策定済みの団体において、直近の点検年度は、「2022 年」(70.6%)が最も多く、次いで「2021 年」(17.5%)、「2020 年」(4.0%)と続く。

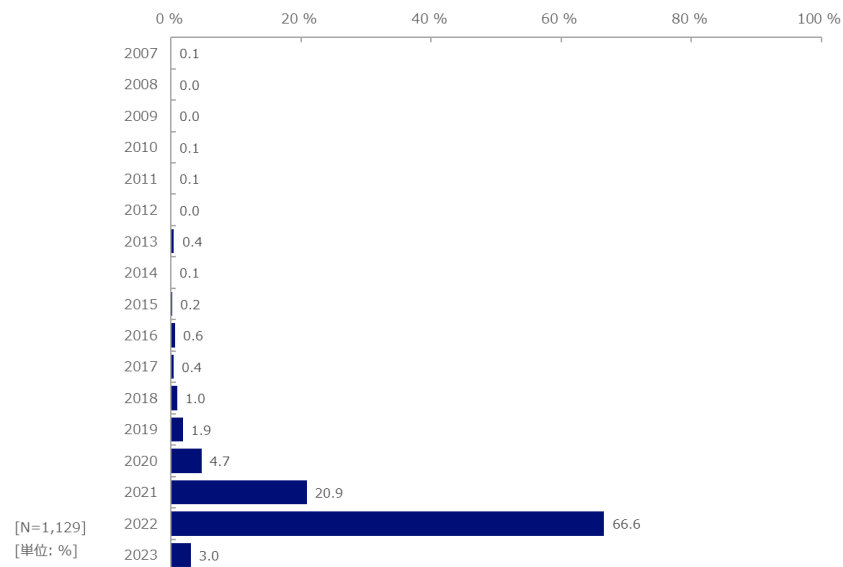
図表 57 温室効果ガス総排出量：直近の点検年度



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体	1	0	0	1	2	0	6	1	2
比率 (%)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.1	0.1

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	7	9	12	27	62	269	1,086	53	1,538
比率 (%)	0.5	0.6	0.8	1.8	4.0	17.5	70.6	3.4	

図表 58 温室効果ガス総排出量：直近の点検年度
【都道府県・市区町村】



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全体	1	0	0	1	1	0	5	1	2
比率 (%)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.1	0.2

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
全体	7	4	11	21	53	236	752	34	1,129
比率 (%)	0.6	0.4	1.0	1.9	4.7	20.9	66.6	3.0	

図表 59 温室効果ガス総排出量：直近の点検年度
【団体区分別】

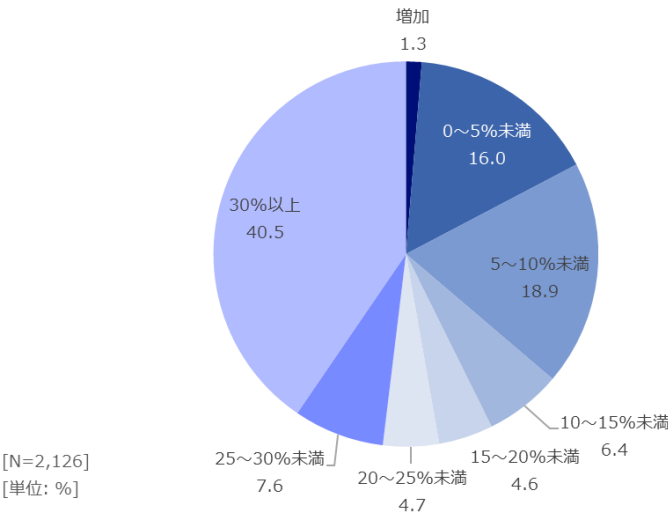
		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
回答数	全体	1	0	0	1	2	0	6	1	2
	都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施行時特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	人口1万人未満の市区町村	1	0	0	1	1	0	1	1	1
	地方公共団体の組合	0	0	0	0	1	0	1	0	0
比率 (%)	全体(N=1,538)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.4	0.1	0.1
	都道府県(N=46)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=61)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	施行時特例市(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=166)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=377)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.3
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=268)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
	人口1万人未満の市区町村(N=169)	0.6	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0	0.6	0.6	0.6
	地方公共団体の組合(N=409)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.0

		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	合計
回答数	全体	7	9	12	27	62	269	1,086	53	1,538
	都道府県	0	0	0	0	1	16	29	0	46
	政令指定都市	0	0	0	0	1	5	14	0	20
	中核市	0	0	0	0	1	13	46	1	61
	施行時特例市	0	0	0	0	0	3	19	0	22
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	1	1	2	27	128	5	166
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	0	3	8	17	66	270	8	377
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	1	1	5	8	17	66	156	13	268
	人口1万人未満の市区町村	3	3	2	4	14	40	90	7	169
	地方公共団体の組合	0	5	1	6	9	33	334	19	409
比率 (%)	全体(N=1,538)	0.5	0.6	0.8	1.8	4.0	17.5	70.6	3.4	
	都道府県(N=46)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	34.8	63.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	25.0	70.0	0.0	
	中核市(N=61)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	21.3	75.4	1.6	
	施行時特例市(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	86.4	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=166)	0.6	0.0	0.6	0.6	1.2	16.3	77.1	3.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=377)	0.5	0.0	0.8	2.1	4.5	17.5	71.6	2.1	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=268)	0.4	0.4	1.9	3.0	6.3	24.6	58.2	4.9	
	人口1万人未満の市区町村(N=169)	1.8	1.8	1.2	2.4	8.3	23.7	53.3	4.1	
	地方公共団体の組合(N=409)	0.0	1.2	0.2	1.5	2.2	8.1	81.7	4.6	

⑥目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率 <Q1-2(1)>

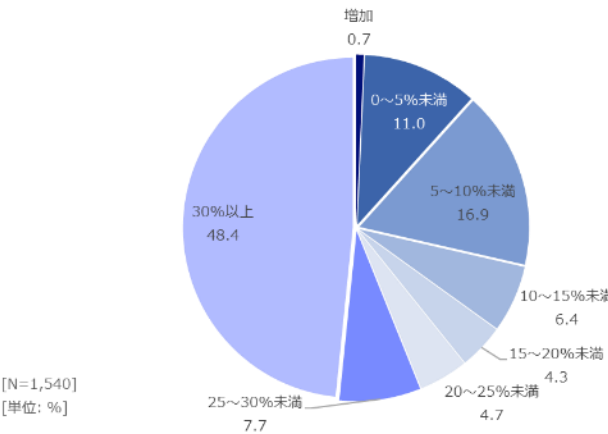
事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「30%以上」（40.5%）が最も多い。

図表 60 目標年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	28	340	402	137	97	100	162	860	2,126
比率	1.3	16.0	18.9	6.4	4.6	4.7	7.6	40.5	

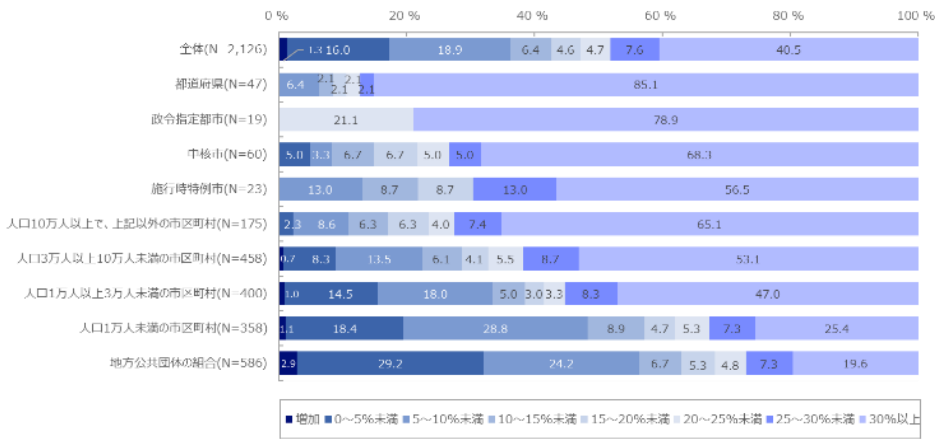
図表 61 目標年度排出量の基準年度からの削減率
【都道府県・市区町村】



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	11	169	260	98	66	72	119	745	1,540
比率	0.7	11.0	16.9	6.4	4.3	4.7	7.7	48.4	

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

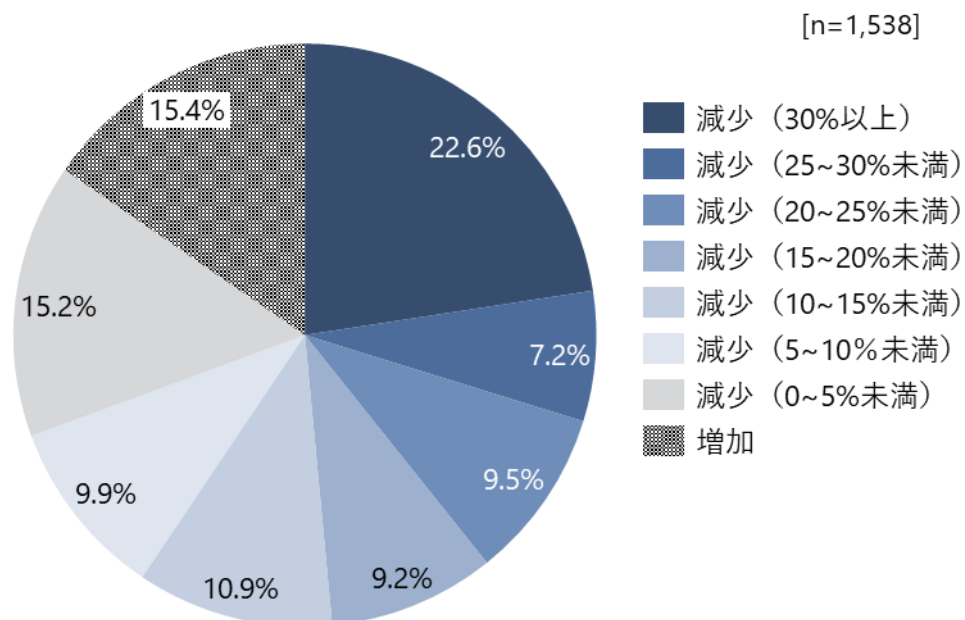
図表 62 目標年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】



		増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
回答数	全体	28	340	402	137	97	100	162	860	2,126
	都道府県	0	0	3	1	1	1	1	40	47
	政令指定都市	0	0	0	0	0	4	0	15	19
	中核市	0	3	2	4	4	3	3	41	60
	施行時特例市	0	0	3	2	2	0	3	13	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	4	15	11	11	7	13	114	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	38	62	28	19	25	40	243	458
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	4	58	72	20	12	13	33	188	400
	人口1万人未満の市区町村	4	66	103	32	17	19	26	91	358
	地方公共団体の組合	17	171	142	39	31	28	43	115	586
比率 (%)	全体(N=2,126)	1.3	16.0	18.9	6.4	4.6	4.7	7.6	40.5	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	6.4	2.1	2.1	2.1	2.1	85.1	
	政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	0.0	78.9	
	中核市(N=60)	0.0	5.0	3.3	6.7	6.7	5.0	5.0	68.3	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	13.0	8.7	8.7	0.0	13.0	56.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	0.0	2.3	8.6	6.3	6.3	4.0	7.4	65.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=458)	0.7	8.3	13.5	6.1	4.1	5.5	8.7	53.1	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=400)	1.0	14.5	18.0	5.0	3.0	3.3	8.3	47.0	
	人口1万人未満の市区町村(N=358)	1.1	18.4	28.8	8.9	4.7	5.3	7.3	25.4	
	地方公共団体の組合(N=586)	2.9	29.2	24.2	6.7	5.3	4.8	7.3	19.6	

直近の点検年度排出量の基準年度比について、22.6%は「30%以上減少」と確認される。一方基準年度比で増加している団体も 15.4%確認される。

図表 63 直近の点検年度排出量の基準年度比

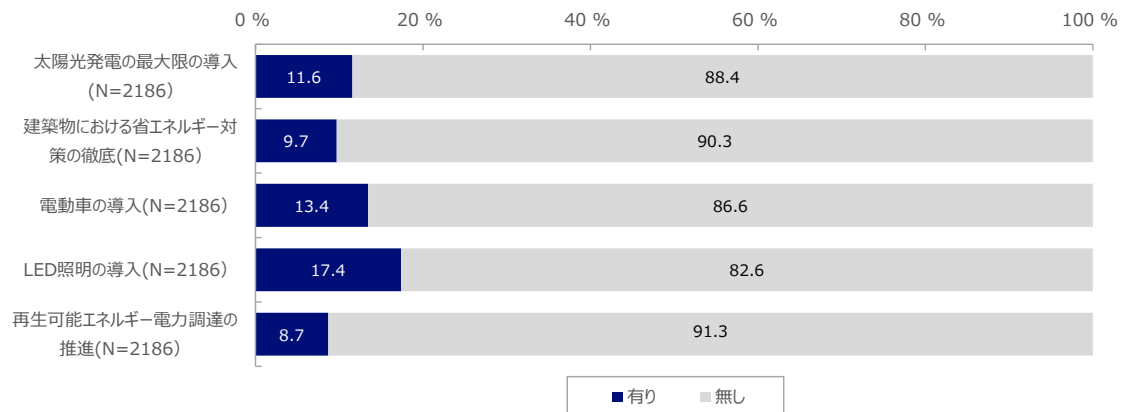


（３）政府実行計画に準じた措置の目標の設定状況<Q1-2(2)>

1) 政府の実行計画に準じた措置の目標の設定有無<Q1-2(2)>

政府の実行計画に準じた措置の目標の設定状況としては、「LED 照明の導入」が 17.4%と最も多い。

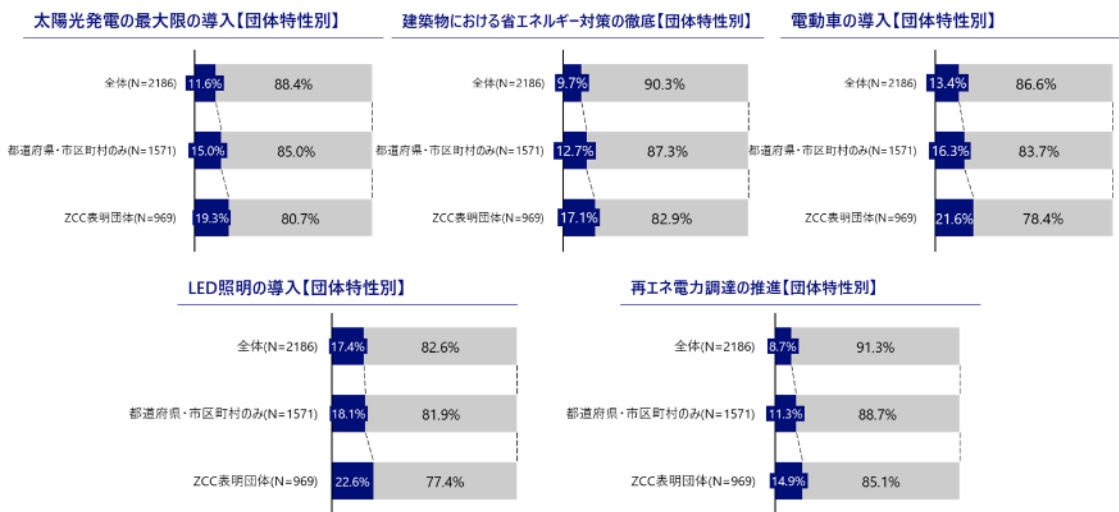
図表 64 政府実行計画に準じた措置の目標の設定状況



		有り	無し	合計
全体	太陽光発電の最大限の導入	253	1,933	2,186
	建築物における省エネルギー対策の徹底	212	1,974	2,186
	電動車の導入	294	1,892	2,186
	LED照明の導入	380	1,806	2,186
	再生可能エネルギー電力調達の推進	190	1,996	2,186
比率	太陽光発電の最大限の導入 (N=2186)	11.6	88.4	
	建築物における省エネルギー対策の徹底 (N=2186)	9.7	90.3	
	電動車の導入 (N=2186)	13.4	86.6	
	LED照明の導入 (N=2186)	17.4	82.6	
	再生可能エネルギー電力調達の推進 (N=2186)	8.7	91.3	

政府実行計画に準じた措置を設定している割合について、ゼロカーボンシティ表明の有無で比べると、表明している団体のほうが、割合が高い傾向が認められる。

図表 65 政府実行計画に準じた措置の目標の設定状況
【ゼロカーボンシティ表明有無²】



*2023年10月1日時点でゼロカーボンシティ（ZCC）を表明している団体を対象としている。なお、本調査に未回答の団体は集計に含めていないため、n数は必ずしも一致しない。

² 2023年10月1日時点でゼロカーボンシティ表明をしている団体を対象とした。

2) 政府の実行計画に準じた措置の取組状況 <Q1-4>

団体ごとに保有する建築物数、太陽光発電設備を導入している（予定がある）建築物数、その設備容量を確認した。

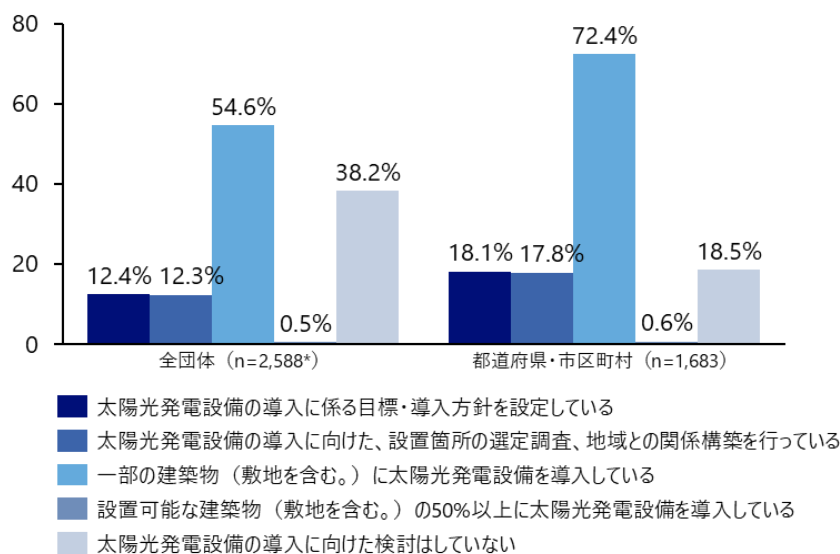
①太陽光発電の最大限の導入<Q1-4(1)>

i) 再生可能エネルギー設備導入状況<Q1-4(1)①>

太陽光発電設備の導入の取組状況としては、太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている団体の割合は 61.8%。都道府県・市区町村に限定すると 81.5%。

うち、太陽光発電設備を導入している団体は 54.6%だが、設置可能な建築物（敷地を含む。）の 50%以上に太陽光発電設備を導入している団体は 0.5%にとどまる。

図表 66 太陽光発電設備の導入状況

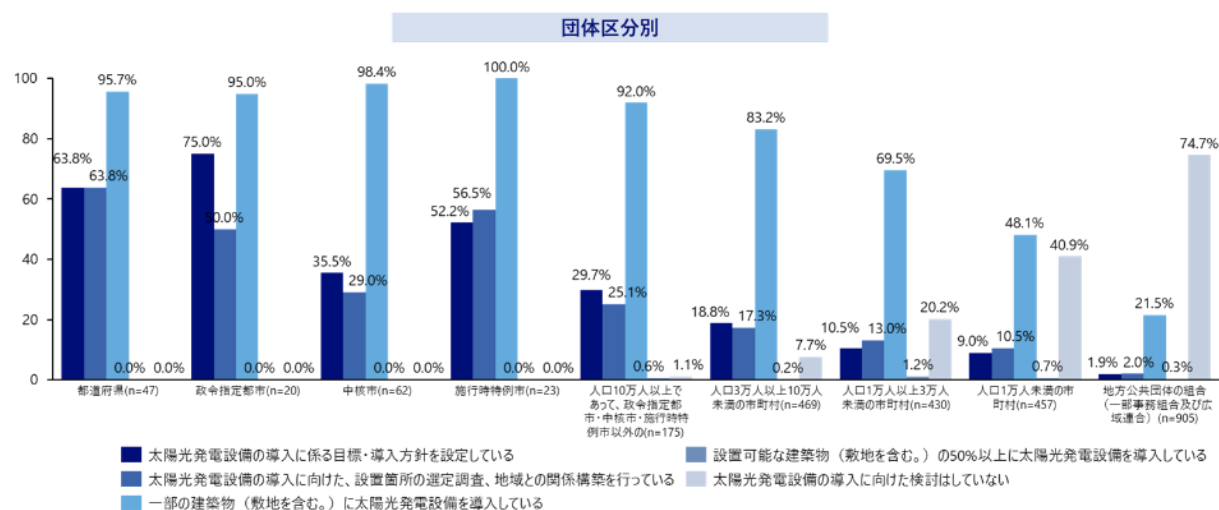


*都道府県・市区町村に加え、Q0-3(2)（組合における施設の保有有無）において「有り」を選択した組合の数

**複数選択が可能な設問のため、各回答の合計は100%にならない。

団体区分別にみると、施行時特例市以上は全団体が太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている。太陽光発電設備を導入している団体は、人口10万人以上の市区町村においては、9割を超える。

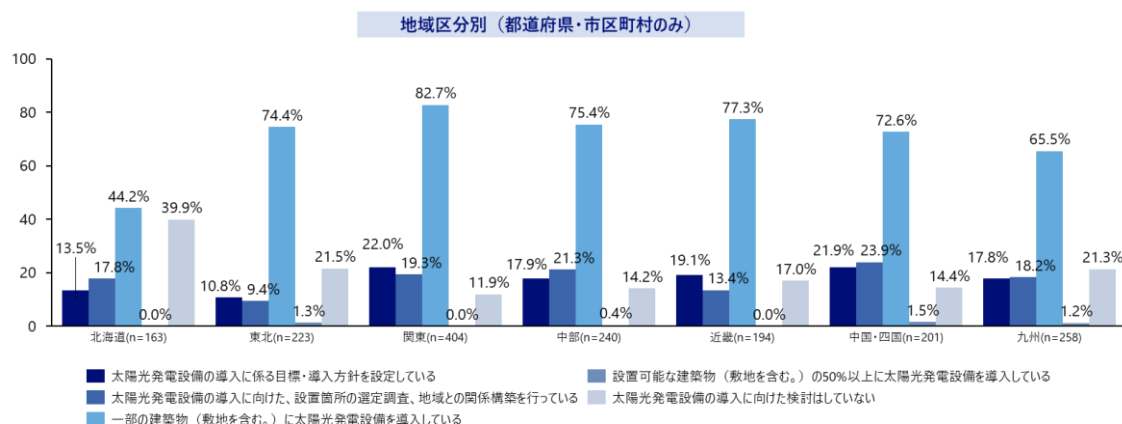
図表 67 太陽光発電設備の導入状況
【団体区分別】



*複数選択が可能な設問のため、各回答の合計は100%にならない。

地域区分別にみると、太陽光発電設備を導入済みあるいは導入に向けた検討を進めている団体が占める割合は、関東（88.1%）、中部（85.8%）で高く、北海道（60.1%）で低い。太陽光発電設備を導入している団体は、関東地方においては8割を超えるが、北海道においては4割程度にとどまる。

図表 68 太陽光発電設備の導入状況
【都道府県・市区町村のみ】

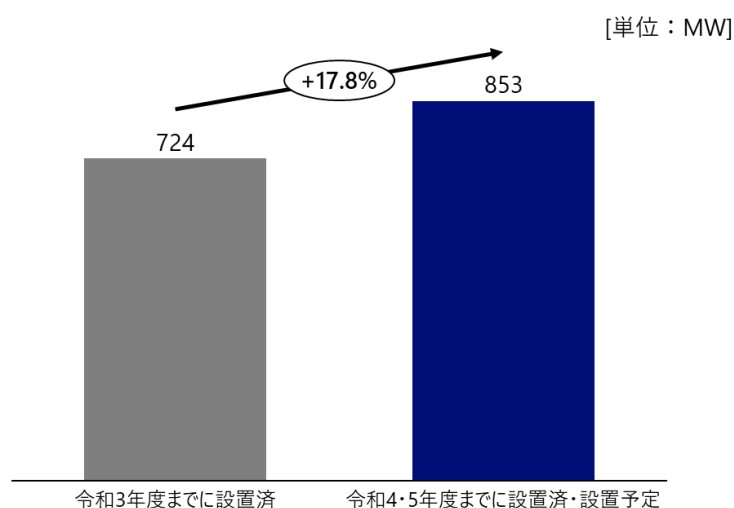


*複数選択が可能な設問のため、各回答の合計は100%にならない。

ii) 公共施設における太陽光発電設備容量実績<Q1・4(1)②>

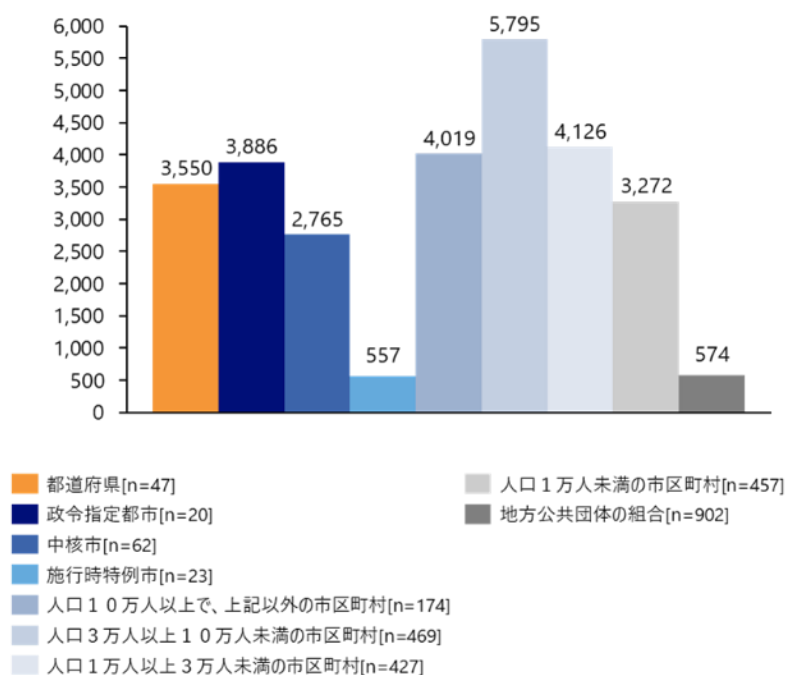
公共施設（建築物及び建築物に付属する敷地）における太陽光発電設備容量実績（令和 4・5 年度までに設置済・設置予定）は 853MW で、令和 3 年度までに設置済の設備容量 724MW から 17.8%増加。

図表 69 公共施設における太陽光発電設備設置実績（設備容量）



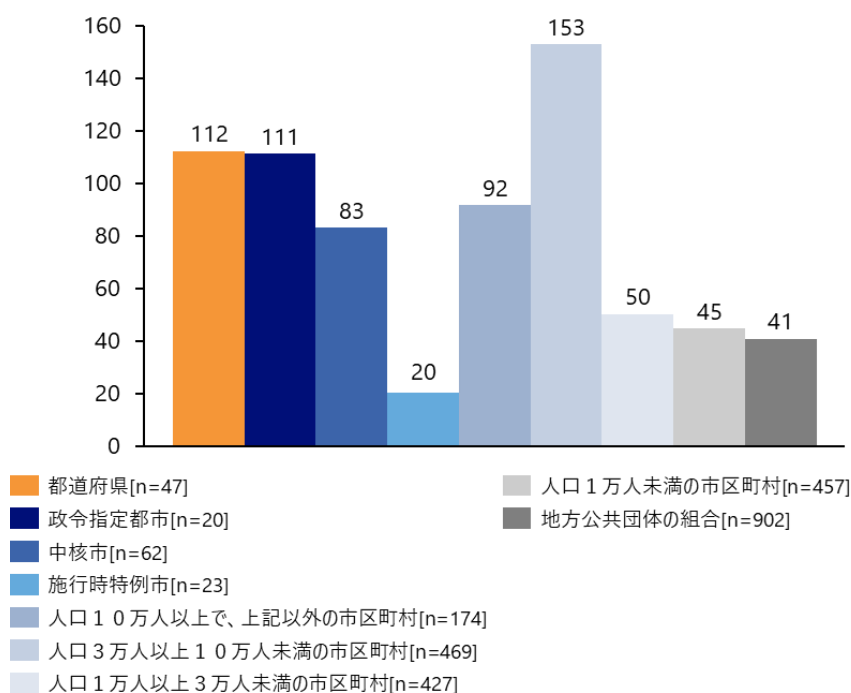
自治体区分別の公共施設における太陽光発電設備設置実績は下記の通り。

図表 70 太陽光発電設備設置建築物数（合計：28,554、団体区分別）



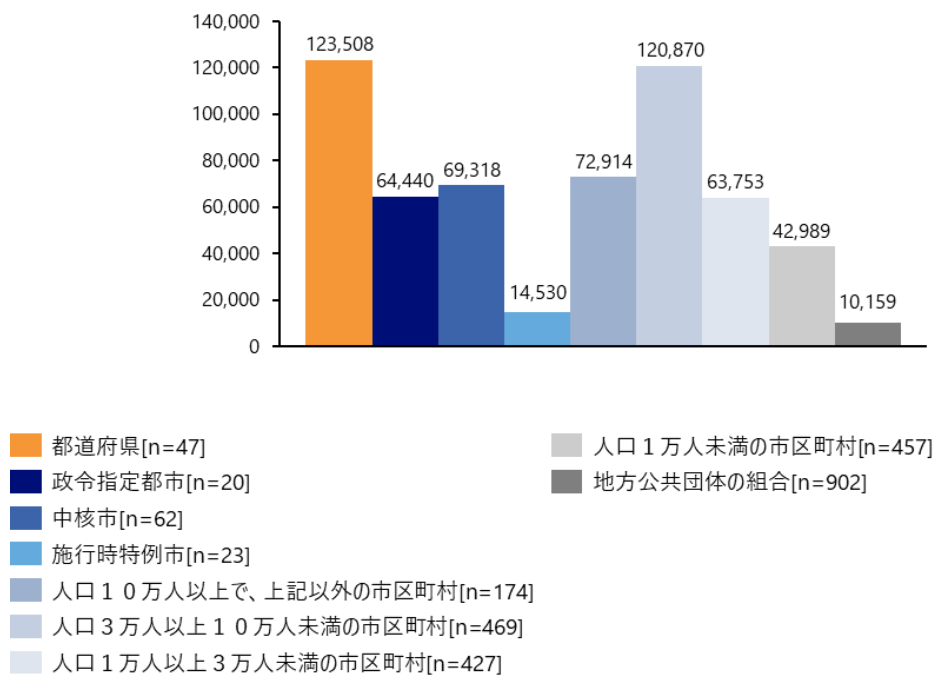
※「令和 3 年度までに設置済」と「令和 4.5 年度に設置済・設置予定」の合計

図表 71 太陽光発電設備設置容量（合計：707、建築物・団体区分別・MW）



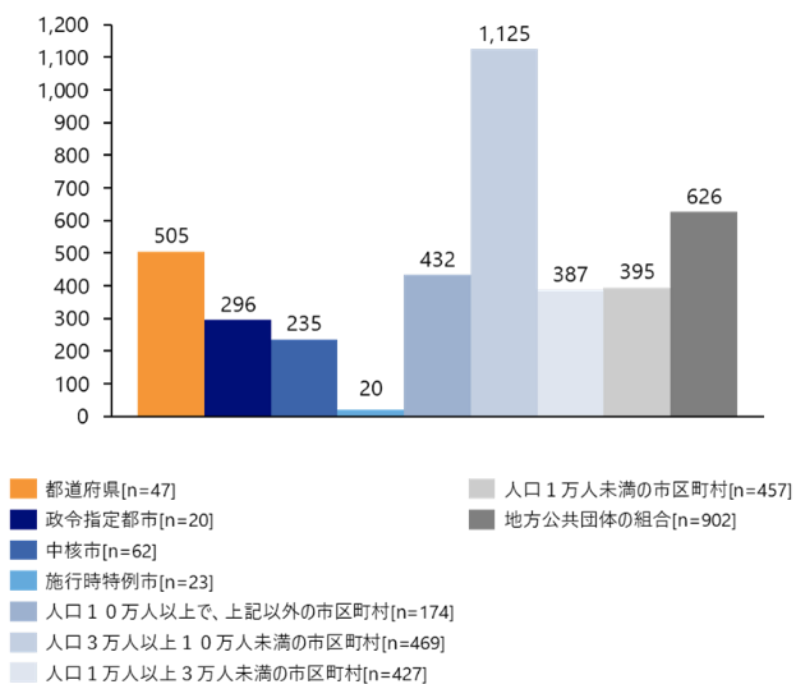
※「令和3年度までに設置済」と「令和4.5年度に設置済・設置予定」の合計

図表 72 保有総建築物数（合計：582,481、団体区分別）



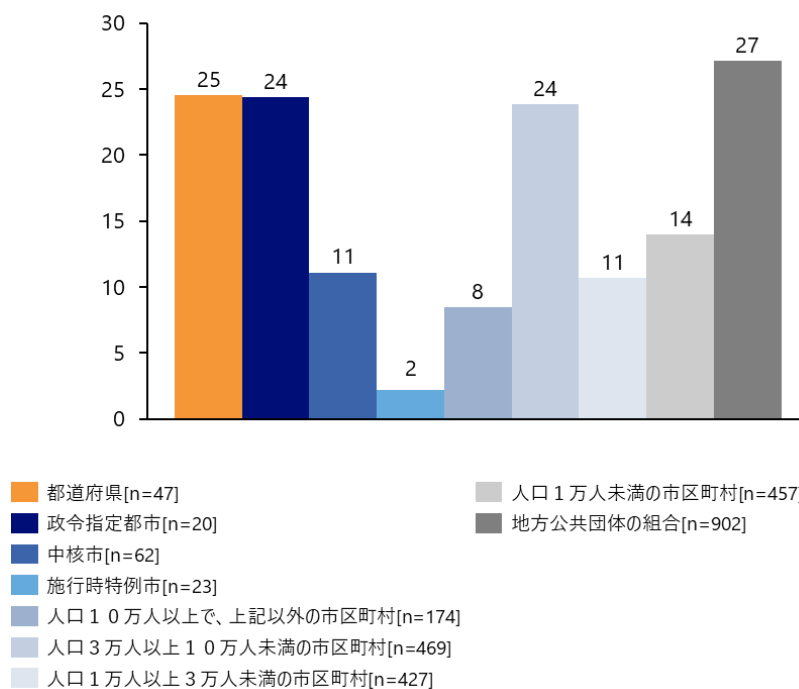
※「令和3年度までに設置済」と「令和4.5年度に設置済・設置予定」の合計

図表 73 太陽光発電設備設置敷地数（合計：4,021、団体区分別）



※令和4.5年度に設置済・設置予定分

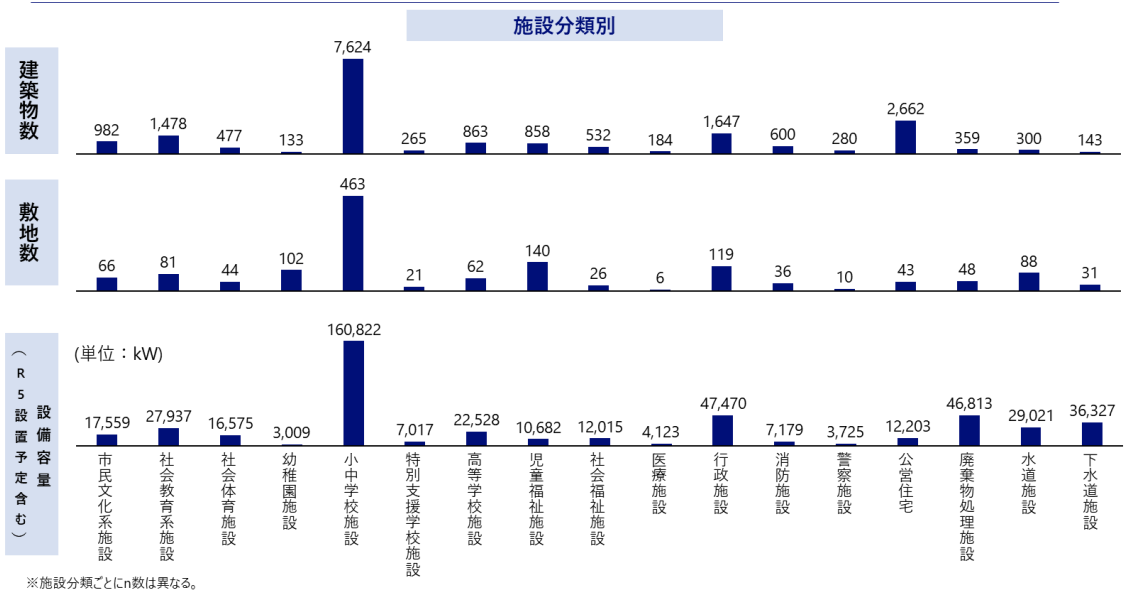
図表 74 太陽光発電設備設置容量（合計：146、団体区分別・敷地・MW）



※令和4.5年度に設置済・設置予定分

施設分類別に見ると、小中学校施設、行政施設、廃棄物処理施設における設備容量が大きい。

図表 75 公共施設における太陽光発電設備設置実績【施設分類別】



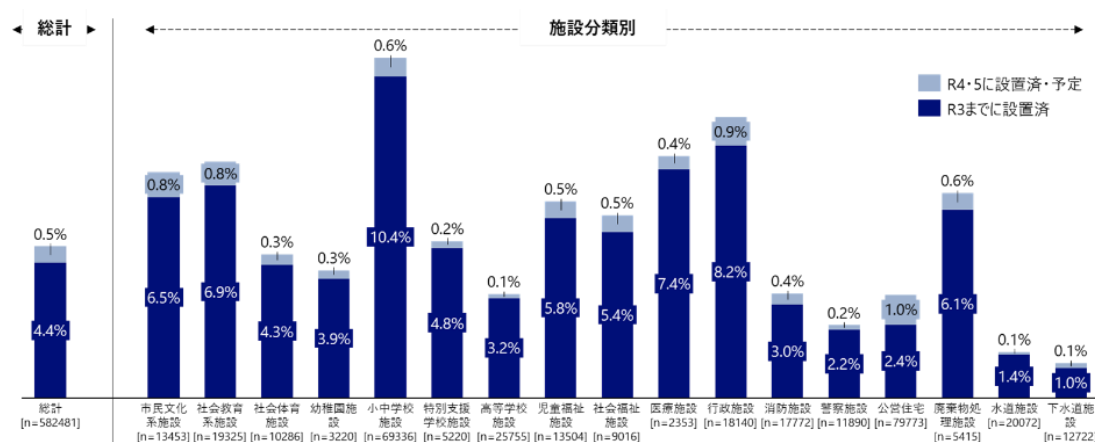
iii) 太陽光発電設備導入施設割合<Q1-4(1)②>

回答団体における建築物数 582,481 件において、令和 3 年度までに太陽光発電設備が導入されている建築物数割合は 4.4%、令和 4・5 年度に新たに設置済・設置予定の建築物数割合は 0.5%。

建築物数に対する太陽光発電設備導入建築物数割合を施設分類別にみると、小中学校施設では 10%以上となっており、設備導入が進んでいるといえる。

その他、行政施設、医療施設、社会教育系施設、廃棄物処理施設、市民文化系施設における導入割合が高い。

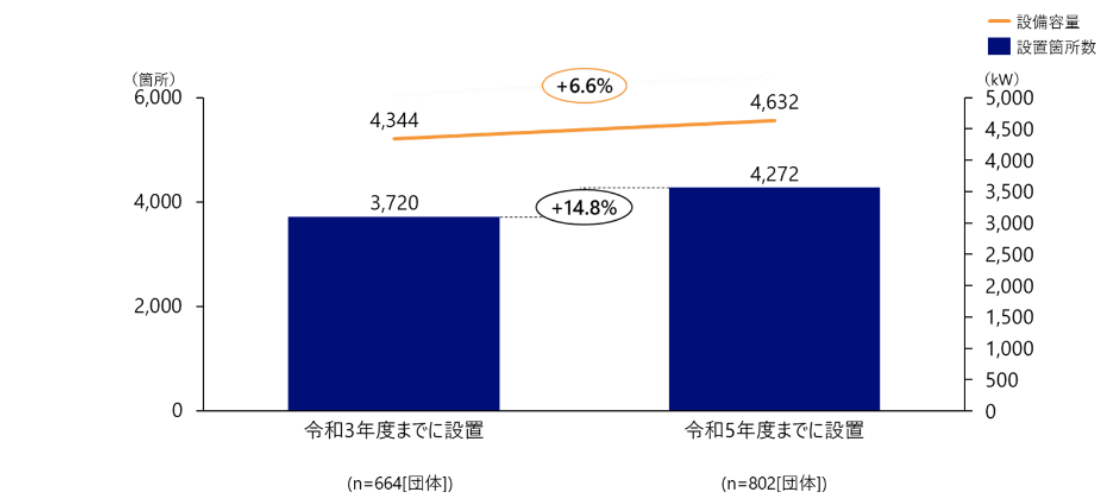
図表 76 建築物数に対する太陽光発電設備導入建築物数割合【施設分類別】



iv) 再生可能エネルギー導入状況：公有地における太陽光発電設備設置状況<Q1-4(1)④>

公有地における太陽光発電設備の設置箇所数は令和 3 年度から令和 5 年度までに 14.8%増加している。設備容量は 6.6%増加している。

図表 77 太陽光発電設備を導入している公有地の箇所数とその設備容量



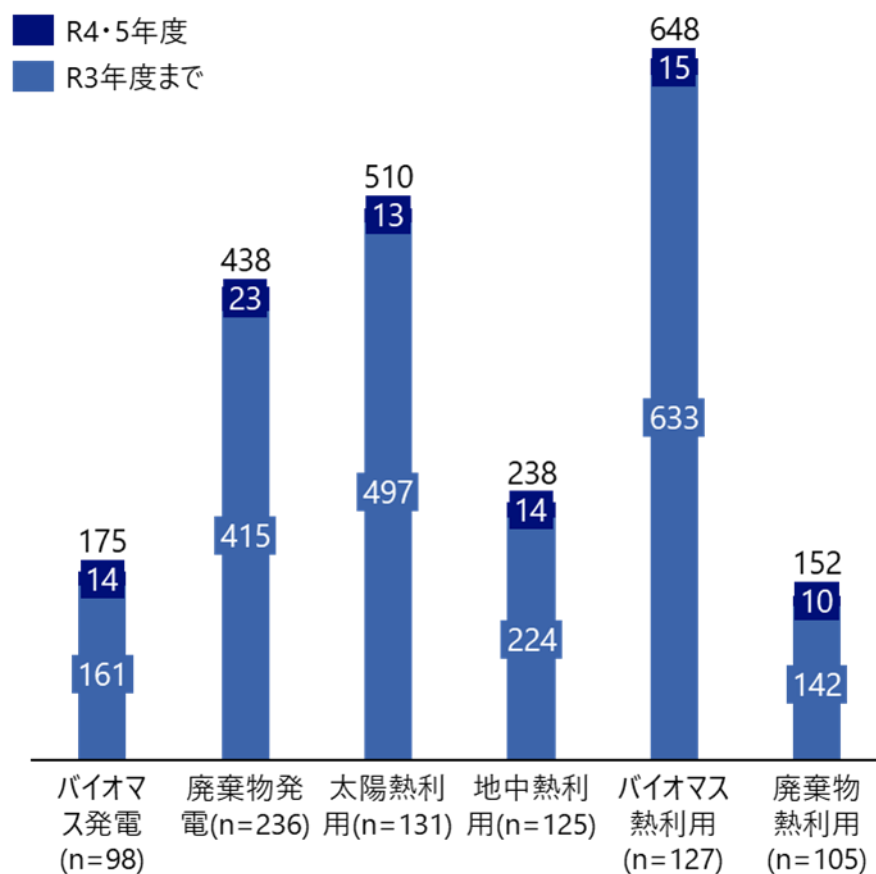
※n数は0より大きい回答のあった団体数

v) 太陽光発電以外の再生可能エネルギー導入状況<Q1-4(1)⑤>

バイオマス熱利用を導入している建築物が多く、次いで太陽熱利用をしている建築物が多い。

一方で設備容量は廃棄物発電が多くなっており、バイオマス熱利用は小規模な設備、廃棄物発電は大規模な設備が多いことがわかる。

図表 78 再エネを導入している建築物数



※R5調査に未回答の場合、R4調査における回答結果を充当

図表 79 再エネの設備容量・設備性能

再エネ設備等		設備容量・設備性能の合計値			
		R3年度までに設置		R4・R5年度に設置済・予定	
電気系	バイオマス発電	95,371.9	kW	4,330.5	kW
	廃棄物発電	64,559,928.5	kW	1,723,690.0	kW
熱系	太陽熱利用	42,415.0	m ²	679.2	m ²
	地中熱利用	817,703.4	MJ/h	3,647.8	MJ/h
	バイオマス熱利用	674,706.7	MJ/h	9,392.4	MJ/h
	廃棄物熱利用	19,052,039.8	MJ/h	22,017.4	MJ/h

※R5調査に未回答の場合、R4調査における回答結果を充当

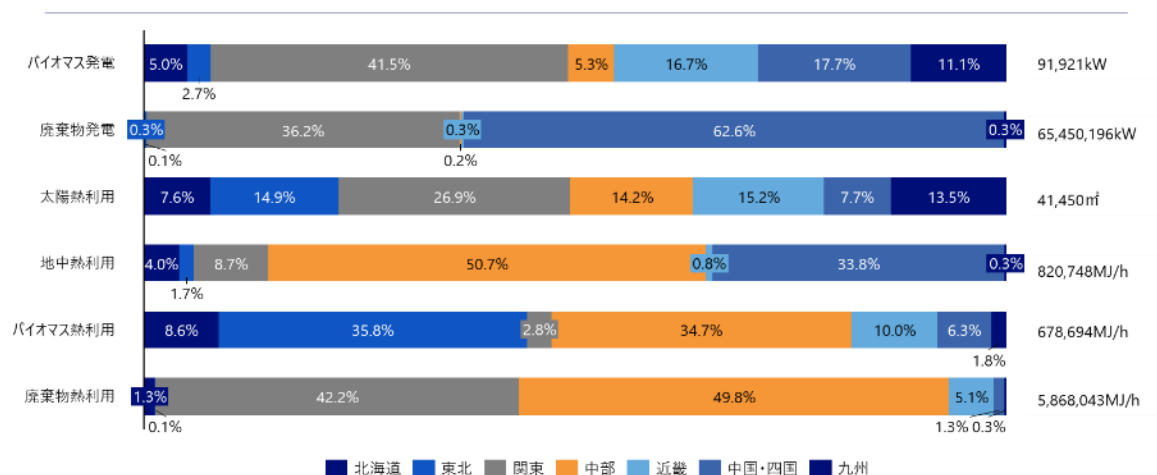
再エネ導入済設備容量の団体区分別内訳をみると、廃棄物熱利用は組合における導入率が高い。地中熱利用は人口3万人以上10万人未満の市区町村における導入率が高い。

図表 80 再エネの設備容量・設備性能
【団体区分別】

団体区分	バイオマス発電 (kW)	廃棄物発電 (kW)	太陽熱利用 (m ²)	地中熱利用 (MJ/h)	バイオマス熱利用 (MJ/h)	廃棄物熱利用 (MJ/h)
計	99,702	66,283,618	43,094	821,351	684,099	19,074,057
都道府県	15.0%	0.0%	24.0%	8.4%	5.0%	0.1%
政令指定都市	26.0%	1.0%	22.9%	0.0%	7.4%	0.4%
中核市	8.1%	62.1%	9.0%	0.5%	7.0%	17.1%
施行時特例市	1.5%	0.1%	1.4%	0.0%	0.0%	0.4%
人口10万人以上で、上記以外の市町村	10.4%	35.3%	10.5%	33.8%	1.9%	12.5%
人口3万人以上10万人未満の市町村	13.8%	0.0%	18.9%	51.2%	12.9%	0.3%
人口1万人以上3万人未満の市町村	15.8%	0.2%	2.4%	4.2%	54.1%	0.0%
人口1万人未満の市町村	1.6%	0.0%	7.0%	1.8%	10.9%	0.0%
地方公共団体の組合	7.8%	1.3%	3.8%	0.1%	0.8%	69.2%

都道府県・市区町村の設備容量について地域区別にみると、関東地方・中部地方では、いずれの種別における割合も高い傾向にある。

図表 81 導入している再エネ別の設備容量・設備性能割合
【地域区分別】

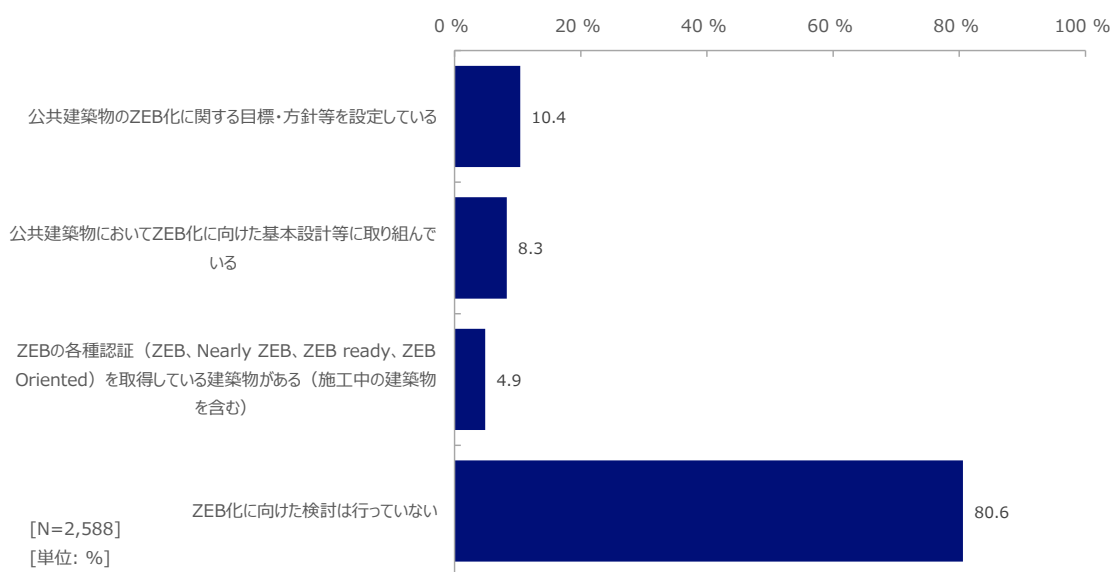


②建築物における省エネルギー対策の徹底 <Q1-4(2)>

i) 公共建築物における ZEB 化に関する検討状況<Q1-4(2)①>

「ZEB 化に向けた検討は行っていない」と回答した団体は 80.6%。検討を行っている団体の回答としては、「公共建築物の ZEB 化に関する目標・方針等を設定している」(10.4%)が最も高く、次いで「公共建築物において ZEB 化に向けた基本設計等に取り組んでいる」(8.3%)、「ZEB の各種認証 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented) を取得している建築物がある（施工中の建築物を含む）」(4.9%)と続く。

図表 82 公共建築物における ZEB 化に関する検討状況

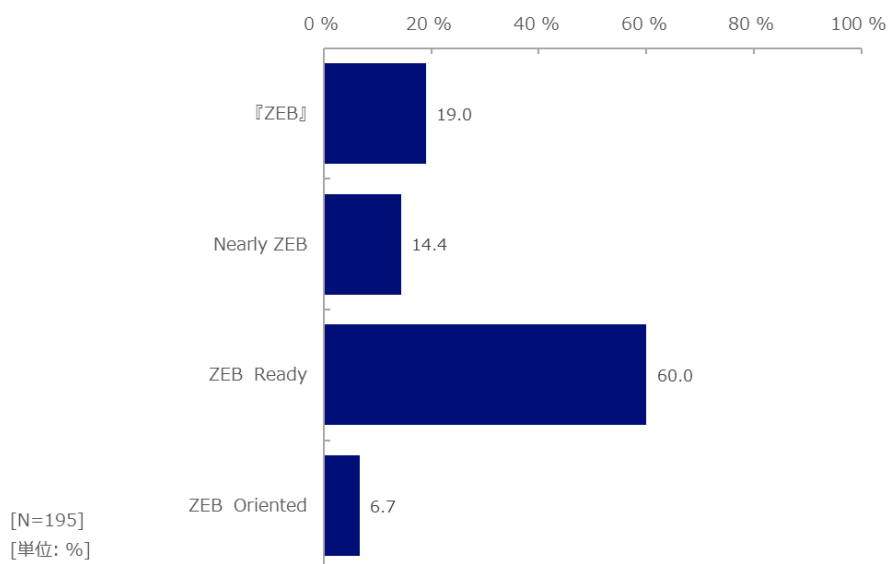


	公共建築物のZEB化に関する目標・方針等を設定している	公共建築物においてZEB化に向けた基本設計等に取り組んでいる	ZEBの各種認証（ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented）を取得している建築物がある（施工中の建築物を含む）	ZEB化に向けた検討は行っていない	合計
全体	269	214	126	2,086	2,588
比率	10.4	8.3	4.9	80.6	

ii) ZEB 認証取得施設<Q1-4(2)②>

ZEB を実現している施設を有する団体における各種認証取得施設数は、「ZEB」が 37 施設、「Nearly ZEB」が 28 施設、「ZEB Ready」が 117 施設、「ZEB Oriented」が 13 施設。

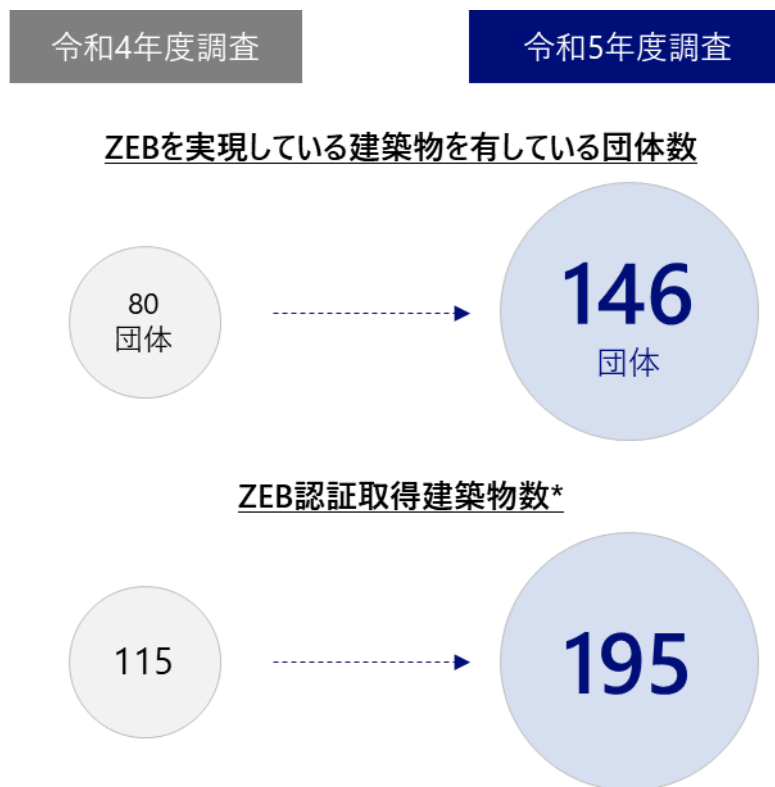
図表 83 ZEB 各種認証取得施設数



	『ZEB』	Nearly ZEB	ZEB Ready	ZEB Oriented	合計
全体	37	28	117	13	195
比率	19.0	14.4	60.0	6.7	

ZEB の各種認証を取得済の団体数は令和 4 年度調査の 80 団体から 146 団体へと増加。認証種別に見ると、ZEB Ready が 117 と最も多い。

図表 84 ZEB の各種認証を取得済の団体数・建築物数



図表 85 ZEB の各種認証を取得済の団体数・回答団体における割合

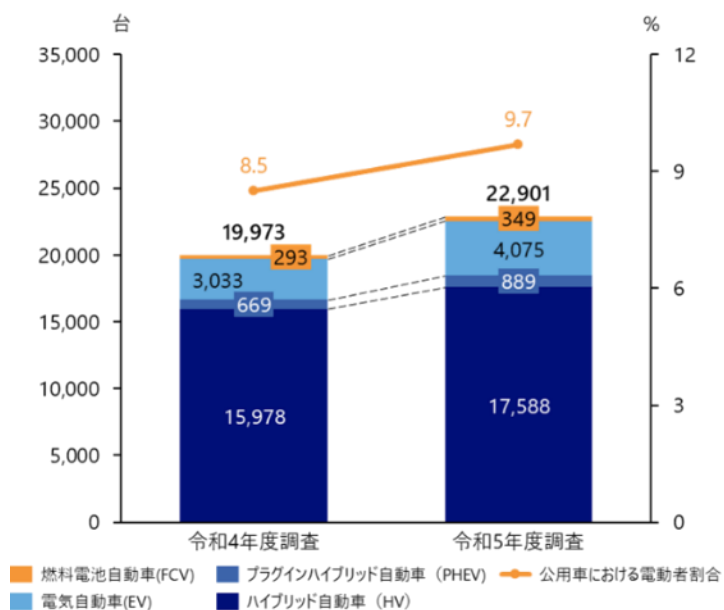
団体区分	団体数	%
都道府県	12	8.2%
政令指定都市	10	6.8%
中核市	8	5.5%
施行時特例市	5	3.4%
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	15.8%
人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	28.8%
人口1万人以上3万人未満の市区町村	28	19.2%
人口1万人未満の市区町村	15	10.3%
地方公共団体の組合	3	2.1%

③電動車の導入 <Q1-4(3)>

i) 一般公用車³における電動車⁴等の導入状況<Q1-4(3)>

実行計画（事務事業編）策定団体における一般公用車への電動車導入状況について、「電動車台数」は全公用車台数のうち 9.7%。種類別内訳をみると、ハイブリッド自動車（HV）が 7.5 %、電気自動車（EV）が 1.7%となっている。

図表 86 一般公用車における電動車等の導入台数及び導入割合



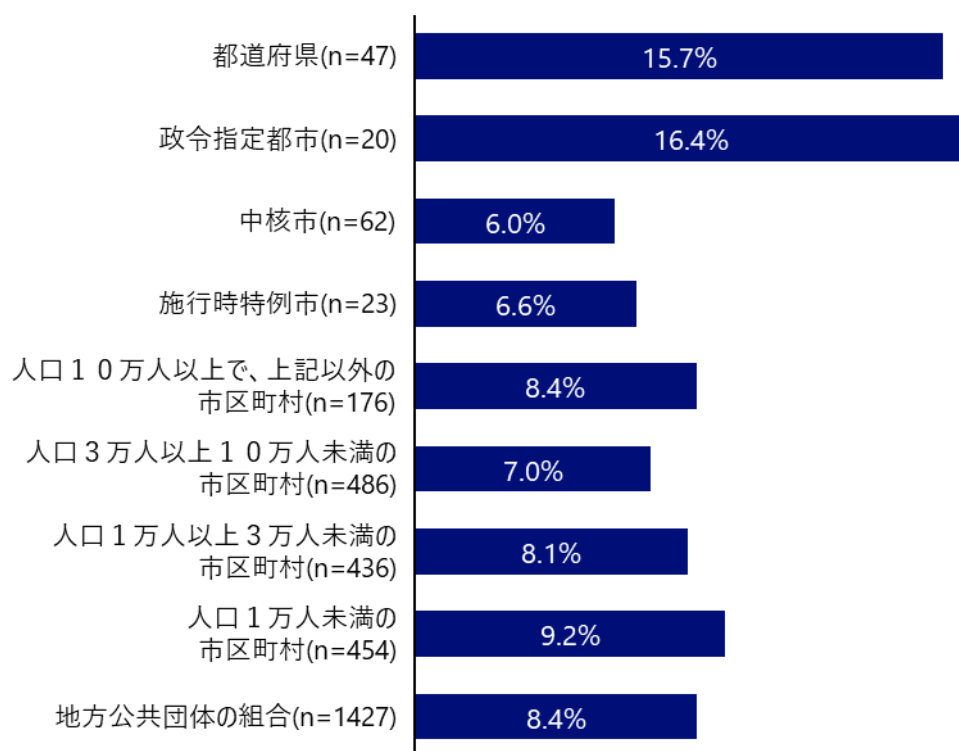
種類	台数	割合
全公用車	235,363	
電動車計	22,901	9.7%
電気自動車 (EV)	4,075	1.7%
燃料電池自動車 (FCV)	349	0.1%
プラグインハイブリッド自動車 (PHV・PHEV)	889	0.4%
ハイブリッド自動車 (HV)	17,588	7.5%
その他 (ガソリン車、ディーゼル車等)	212,462	90.3%

³ 通常の行政事務の用に供する乗用自動車（乗車定員 10 名以下のものに限る。）であって、普通自動車又は小型自動車であるものを対象とし、消防車、救急車、パトカー、バス等の特種公用車は対象外とする。

⁴ 電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）を対象とする。

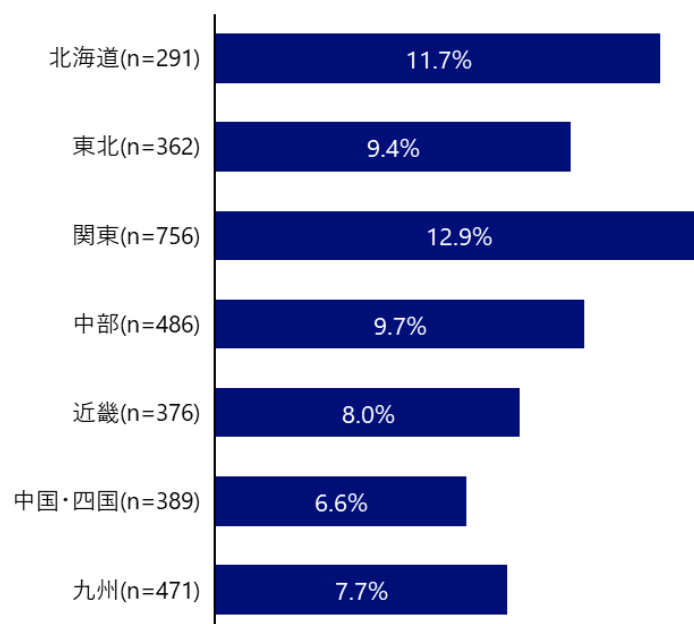
団体区分別に全公用車に占める電動車等の導入状況をみると、都道府県、政令指定都市では、公用車の15%以上を電動化している。

図表 87 一般公用車における電動車等の導入台数割合
【団体区分別】



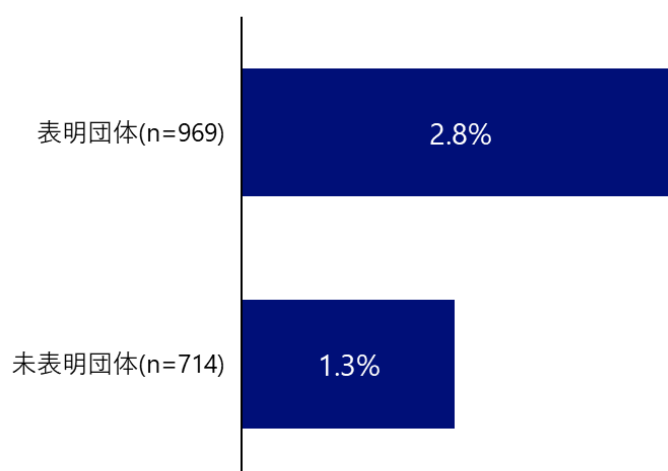
地域区分別にみると、関東（12.9%）、北海道（11.7%）の電動車割合が高い。

図表 88 一般公用車における電動車等の導入台数割合
【地域区分別】



またゼロカーボンシティ表明団体においては非表明団体よりも電動車導入割合が高く、公用車の電動車化に向けた取組が進められてきているといえる。

図表 89 一般公用車における電動車等の導入台数割合
【ゼロカーボンシティ表明有無別】



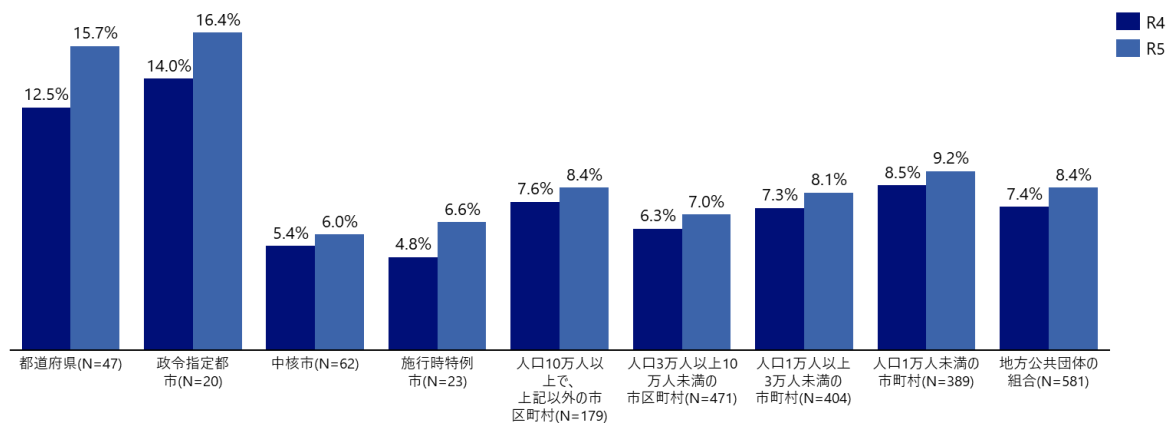
どの団体区分においても、ハイブリッド自動車の導入割合が最も高く、次いで電気自動車が高くなっている。電気自動車の導入割合は、中核市が最も高い。

図表 90 電動車の種類別導入台数割合
【団体区分別】



団体区分別に見ると、都道府県では 3.2 ポイント増と特に電動車の導入が進んでいる。前年度と比較すると、全団体区分において増加がみられる。

図表 91 一般公用車における電動車の導入台数割合
【団体区分別・年度比較】

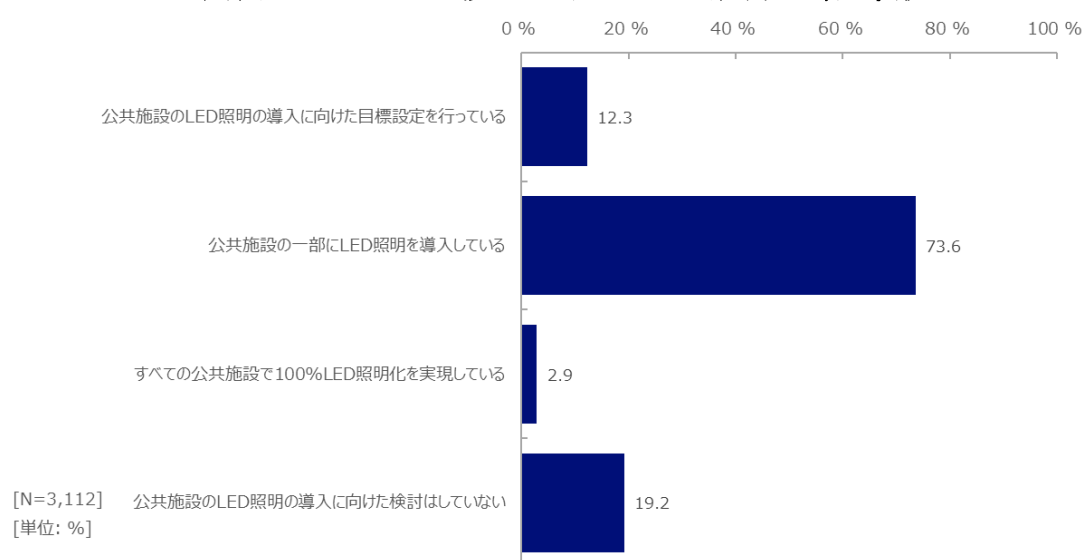


④ 公共施設における LED 照明の導入に向けた取組状況<Q1-4(4)①②>

i) 公共施設における LED 照明の導入に向けた取組状況< Q1-4(4)①>

「公共施設の LED 照明の導入に向けた検討はしていない」と回答した団体は 19.2%。それ以外の団体の回答としては、「公共施設の一部に LED 照明を導入している」(73.6%)が最も高く、次いで「公共施設の LED 照明の導入に向けた目標設定を行っている」(12.3%)、「すべての公共施設で 100%LED 照明化を実現している」(2.9%)と続く。

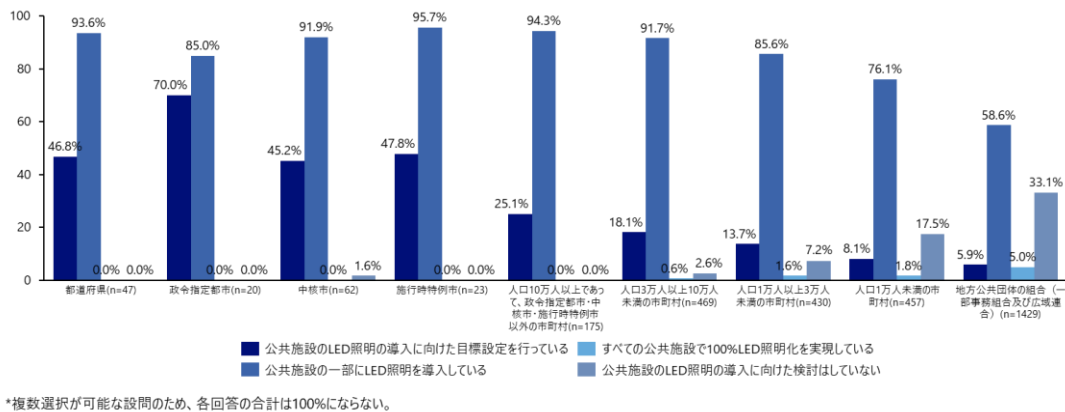
図表 92 公共施設における LED 照明の導入状況



	公共施設の LED照明の 導入に向け た目標設定 を行っている	公共施設の 一部にLED 照明を導入 している	すべての公 共施設で 100%LED 照明化を実 現している	公共施設の LED照明の 導入に向け た検討はし ていない	合計
全体	384	2,289	89	597	3,112
比率	12.3	73.6	2.9	19.2	

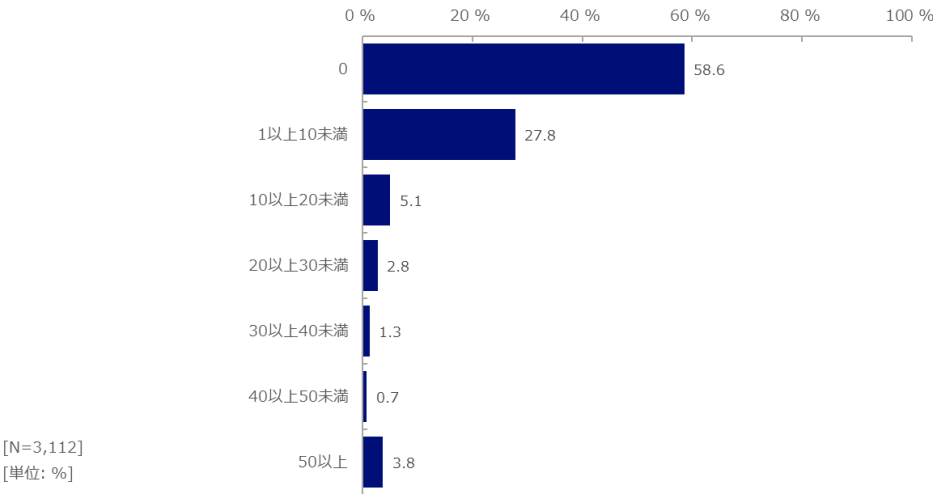
団体区別にみると、人口 10 万人以上の市区町村においては、ほぼ全団体において公共施設における LED 照明の導入あるいは検討を実施している。人口 1 万人未満の市区町村では 17.5%、地方公共団体の組合では 33.1%の団体が、依然として公共施設の LED 照明の導入に向けた検討を実施していない。

図表 93 公共施設における LED 照明の導入状況
【団体区別】



ii) すべての照明を LED 照明へ更新している建築物数< Q1-4(4)②>
「0」(58.6%)が最も高く、次いで「1 以上 10 未満」(27.8%)、「10 以上 20 未満」(5.1%)と続く。

図表 94 すべての照明を LED 照明へ更新している建築物数



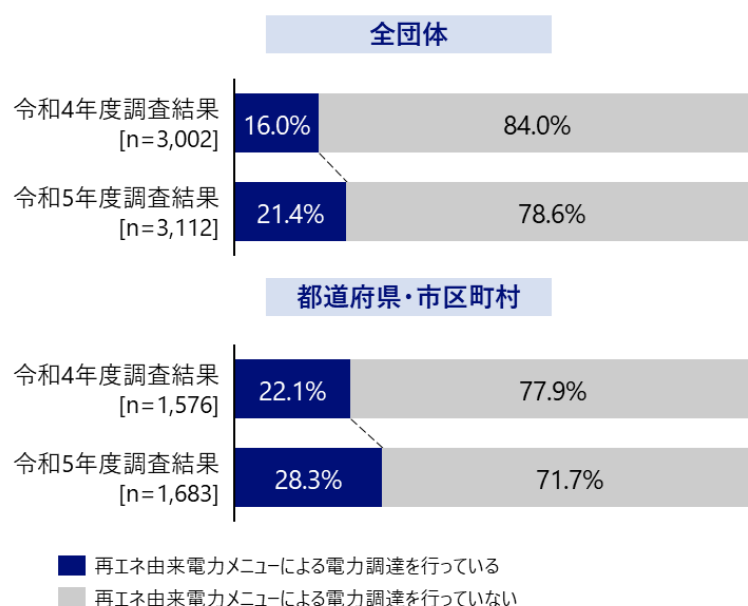
	0	1以上10未満	10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上	合計
全体	1,823	865	158	86	40	23	117	3,112
比率	58.6	27.8	5.1	2.8	1.3	0.7	3.8	

⑤公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量<Q1-4(5)>

i) 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量<Q1-4(5)>

公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体の割合は 21.4%で、令和 4 年度調査結果の 16.0%より 5.4%増加。都道府県・市区町村に限ると 28.3%で、同 22.1%から 6.2%増加。

図表 95 公共施設において再エネ由来電力メニューによる電力調達を行っている団体割合



公共施設における全消費電力のうち再エネ由来電力が占める割合について、「0%」と回答している団体が最も多く、「40%」と回答している団体が続く。「100%」と回答した団体も 13 団体確認される。

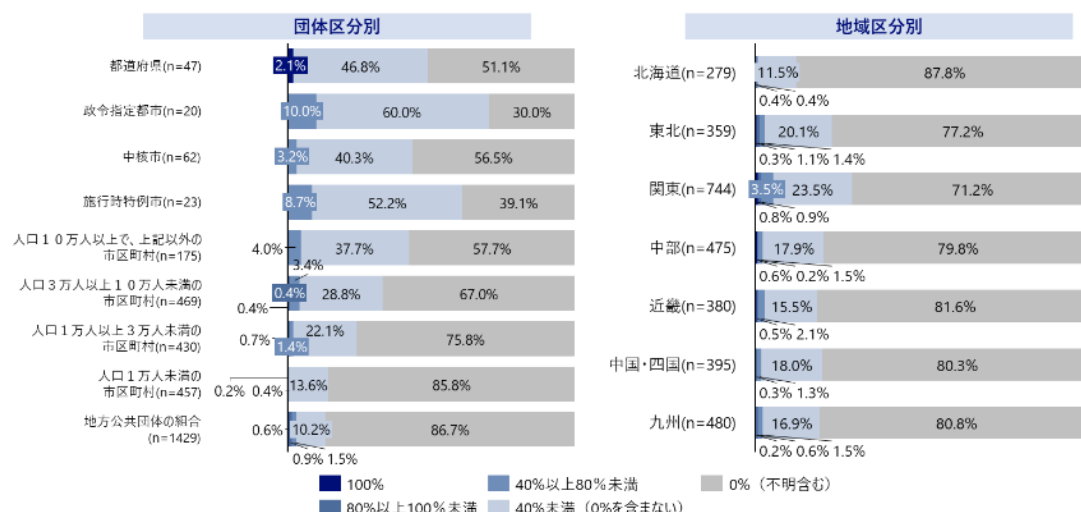
図表 96 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合

調達電力量割合	%	団体数
100%	0.4%	13
80%以上100%未満	0.6%	19
40%以上80%未満	1.9%	59
40%未満（0%を含まない）	18.5%	575
0%（不明含む）	78.6%	2,446

団体区分別にみると、政令指定都市、施行時特例市では、50%以上の団体が再エネ由来電力メニューによる電力調達を実施。

地域区分別にみると、東北、関東では再エネ由来電力メニューによる電力調達実施団体割合が高い。

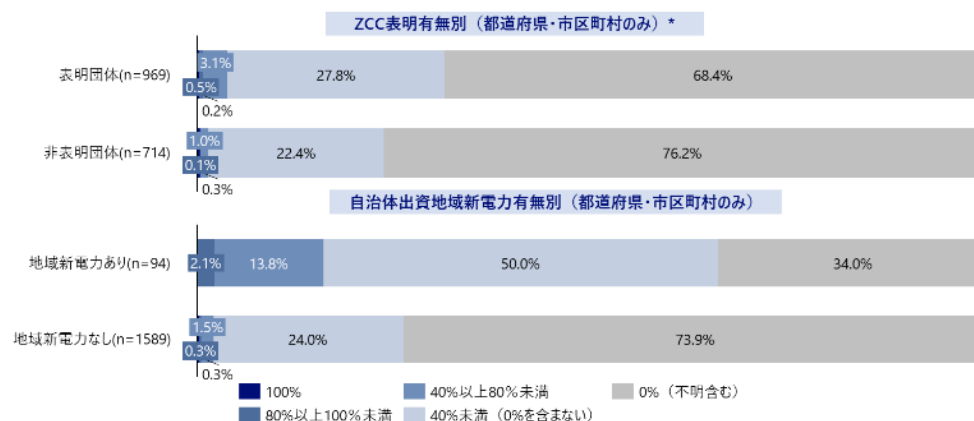
図表 97 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合
【団体区分別・地域区分別】



ゼロカーボンシティ表明団体と未表明団体を比べると、表明団体のほうが再エネ由来電力メニューによる電力調達実施団体割合が高く、再エネ由来電力メニューによる電力調達への取組が積極的に行われているといえる。

自治体出資地域新電力の有無で比較すると、自治体出資地域新電力がある団体のほうが再エネ由来電力メニューによる電力調達実施団体割合が高く、再エネ由来電力メニューによる電力調達への取組が積極的に行われているといえる。

図表 98 公共施設における再エネ由来電力メニューによる調達電力量割合
【ゼロカーボンシティ表明有無別・自治体出資地域新電力有無別】

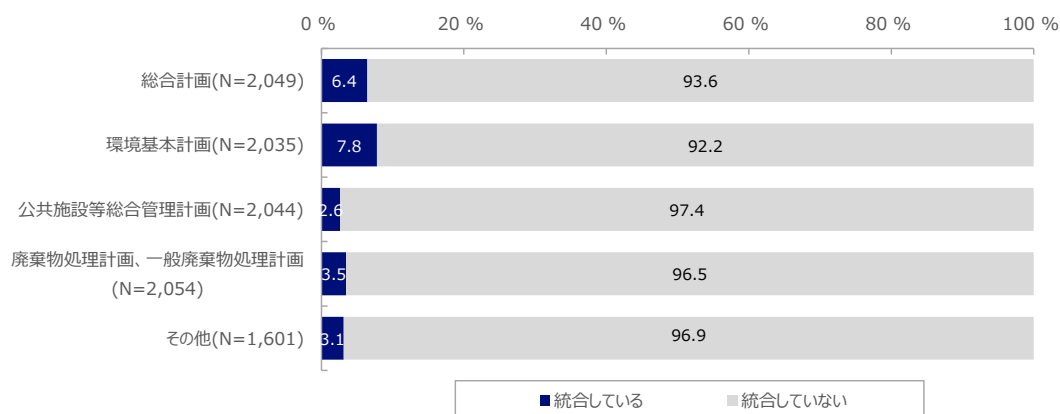


*2023年10月1日時点でゼロカーボンシティ (ZCC) を表明している団体を対象としている。
なお、なお、本調査に未回答の団体は集計に含めていないため、n数は必ずしも一致しない。

(4) 既存の行政計画と事務事業編との統合の状況 <Q1-2(3)>

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と既存行政計画との統合の状況について、統合している団体割合が最も大きいのは「環境基本計画」(7.8%)で、「総合計画」(6.4%)が続く。

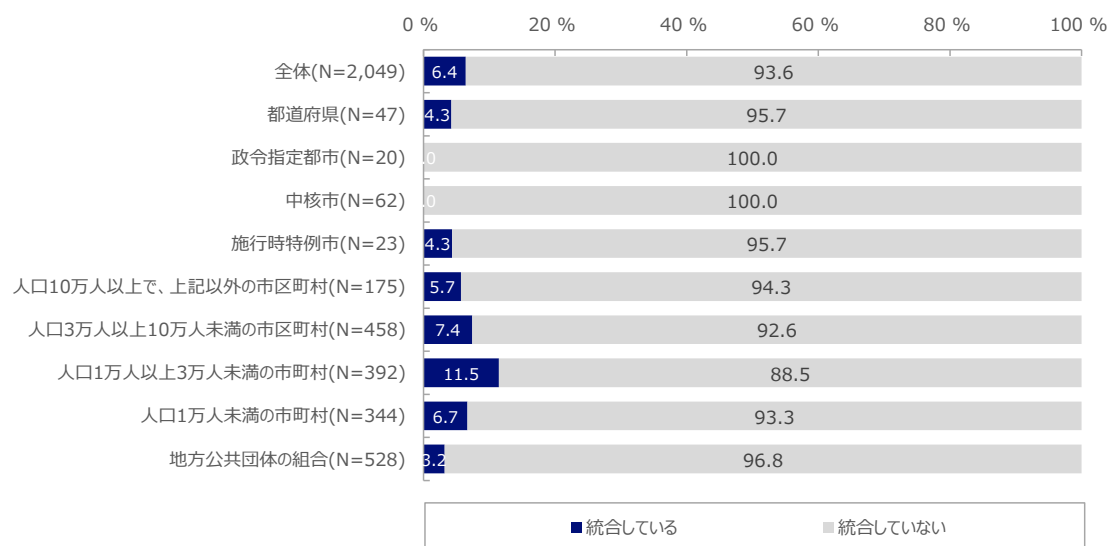
図表 99 既存の行政計画と事務事業編との統合の状況



		統合している	統合していない	合計
全体	総合計画	132	1,917	2,049
	環境基本計画	159	1,876	2,035
	公共施設等総合管理計画	54	1,990	2,044
	廃棄物処理計画、一般廃棄物処理計画	71	1,983	2,054
	その他	50	1,551	1,601
比率	総合計画(N=2,049)	6.4	93.6	
	環境基本計画(N=2,035)	7.8	92.2	
	公共施設等総合管理計画(N=2,044)	2.6	97.4	
	廃棄物処理計画、一般廃棄物処理計画(N=2,054)	3.5	96.5	
	その他(N=1,601)	3.1	96.9	

総合計画の統合状況について、団体区分別にみると、人口1万人以上3万人未満の市区町村において統合している割合が最も高く、11.5%となっている。

図表 100 既存の行政計画と事務事業編との統合の状況
総合計画【団体区分別】



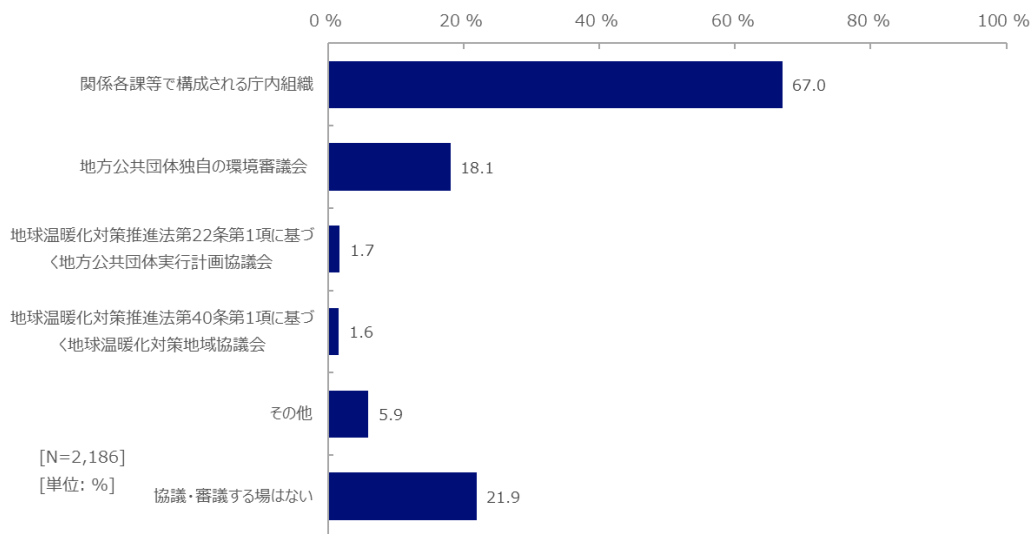
		統合している	統合していない	合計
回答数	全体	132	1,917	2,049
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	62	62
	施行時特例市	1	22	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	10	165	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	34	424	458
	人口1万人以上3万人未満の市町村	45	347	392
	人口1万人未満の市町村	23	321	344
	地方公共団体の組合	17	511	528
比率 (%)	全体(N=2,049)	6.4	93.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=62)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=23)	4.3	95.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	5.7	94.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=458)	7.4	92.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=392)	11.5	88.5	
	人口1万人未満の市町村(N=344)	6.7	93.3	
	地方公共団体の組合(N=528)	3.2	96.8	

（５）実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>

1) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場 <Q1-3(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(67.0 %)が最も高く、次いで「環境審議会」(18.1%)、「地方公共団体実行計画協議会」(1.7%)と続く。「協議・審議する場はない」と回答している団体も 21.9%確認されている。

図表 101 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない」の割合も高い。

図表 102 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場
【団体区分別】

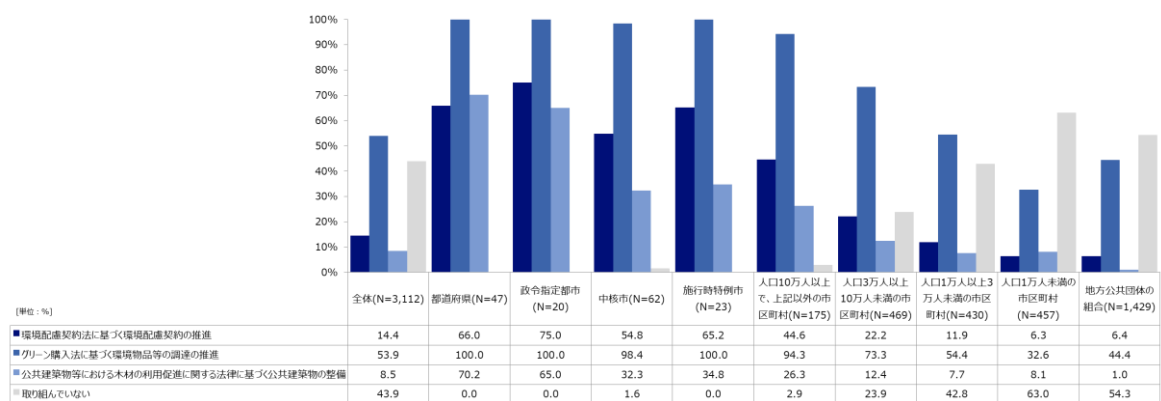


（６）物品購入の配慮に係る事項の取組状況 <Q1-5>

物品購入の配慮に係る事項の取組状況としては、「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進」が 53.9%と最も多い。

中核市を除く施行時特例市以上の市区町村では、全ての団体に取り組んでいる。

図表 103 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
【団体区分別】



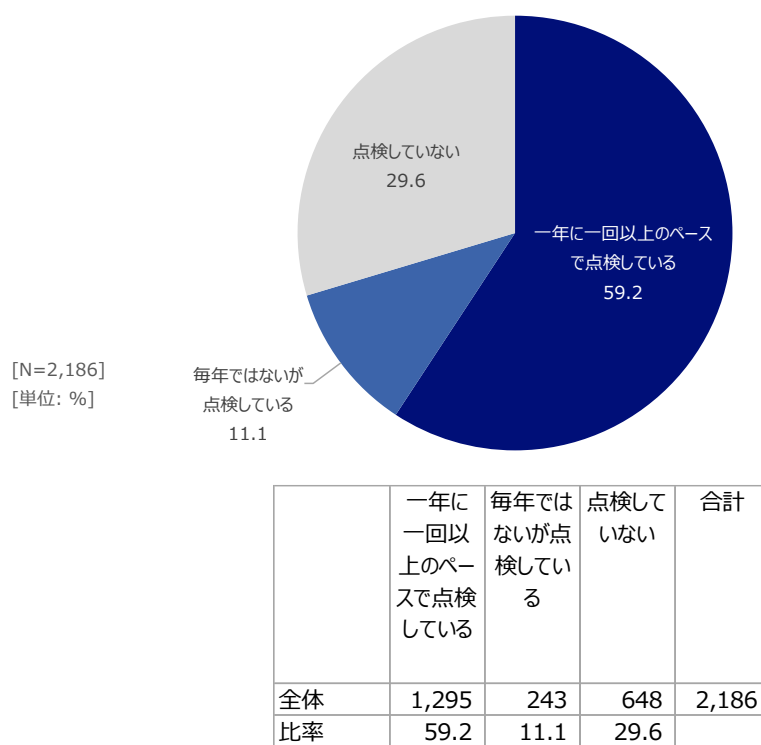
		環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進	グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進	公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備	取り組んでいない	合計
回答数	全体	449	1,678	263	1,366	3,112
	都道府県	31	47	33	0	47
	政令指定都市	15	20	13	0	20
	中核市	34	61	20	1	62
	施行時特例市	15	23	8	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	78	165	46	5	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	104	344	58	112	469
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	51	234	33	184	430
	人口1万人未満の市区町村	29	149	37	288	457
	地方公共団体の組合	92	635	15	776	1,429
比率 (%)	全体(N=3,112)	14.4	53.9	8.5	43.9	
	都道府県(N=47)	66.0	100.0	70.2	0.0	
	政令指定都市(N=20)	75.0	100.0	65.0	0.0	
	中核市(N=62)	54.8	98.4	32.3	1.6	
	施行時特例市(N=23)	65.2	100.0	34.8	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	44.6	94.3	26.3	2.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=469)	22.2	73.3	12.4	23.9	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=430)	11.9	54.4	7.7	42.8	
	人口1万人未満の市区町村(N=457)	6.3	32.6	8.1	63.0	
	地方公共団体の組合(N=1,429)	6.4	44.4	1.0	54.3	

（７）実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-6>

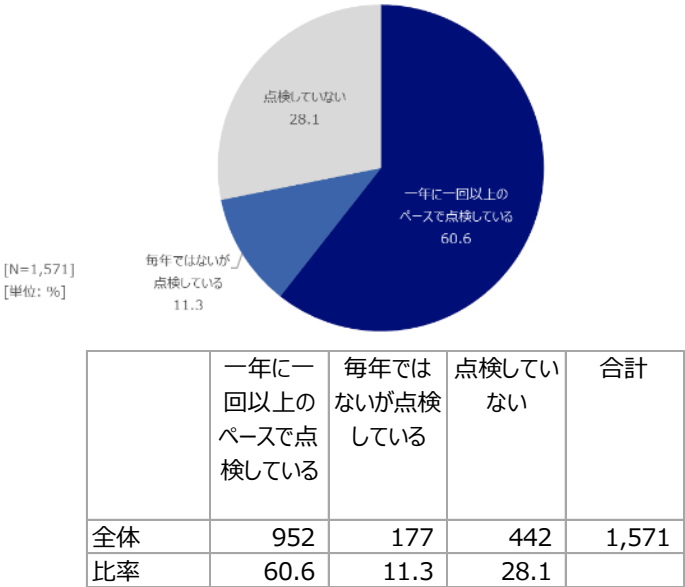
1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング <Q1-6(1)>

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の点検実施状況について、「一年に一回以上の点検」を実施している団体は 59.2%。一方、「未点検」団体も 29.6%確認される。

図表 104 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング

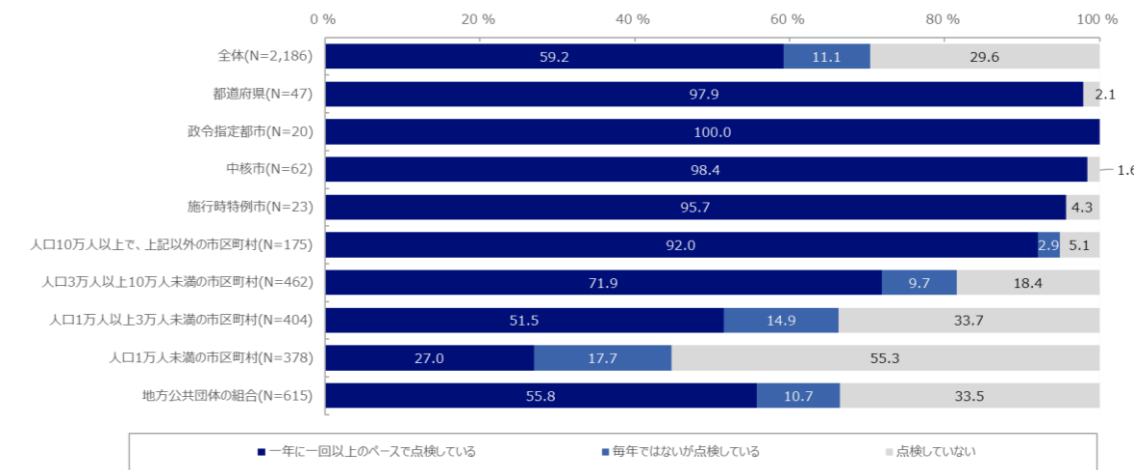


図表 105 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【都道府県・市区町村】



地方公共団体の区分別に見ると、「一年に一回以上のペースで点検している」団体が多いが、人口1万人未満の市区町村では「点検していない」と回答した団体が、55.3%と半分以上を占めている。

図表 106 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】

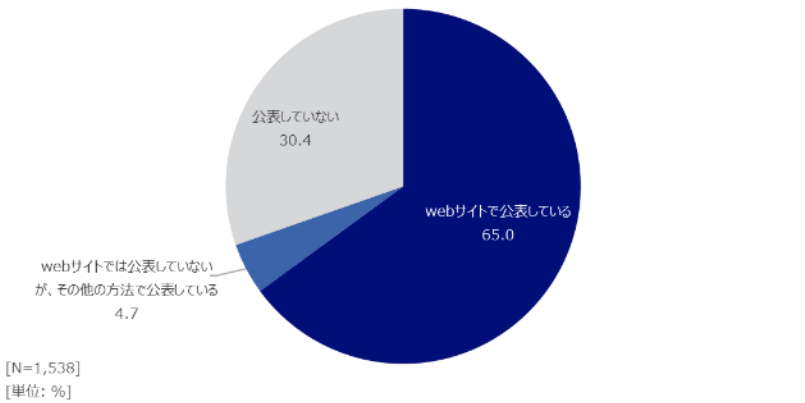


		一年に一回以上のペースで点検している	毎年ではないが点検している	点検していない	合計
回答数	全体	1,295	243	648	2,186
	都道府県	46	0	1	47
	政令指定都市	20	0	0	20
	中核市	61	0	1	62
	施行時特例市	22	0	1	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	161	5	9	175
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	332	45	85	462
	人口1万人以上3万人未満の市町村	208	60	136	404
	人口1万人未満の市町村	102	67	209	378
	地方公共団体の組合	343	66	206	615
比率 (%)	全体(N=2,186)	59.2	11.1	29.6	
	都道府県(N=47)	97.9	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=62)	98.4	0.0	1.6	
	施行時特例市(N=23)	95.7	0.0	4.3	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=175)	92.0	2.9	5.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=462)	71.9	9.7	18.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=404)	51.5	14.9	33.7	
	人口1万人未満の市町村(N=378)	27.0	17.7	55.3	
	地方公共団体の組合(N=615)	55.8	10.7	33.5	

2) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法 <Q1-6(3)>

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の点検結果・評価を公表している団体は 69.7%。

図表 107 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

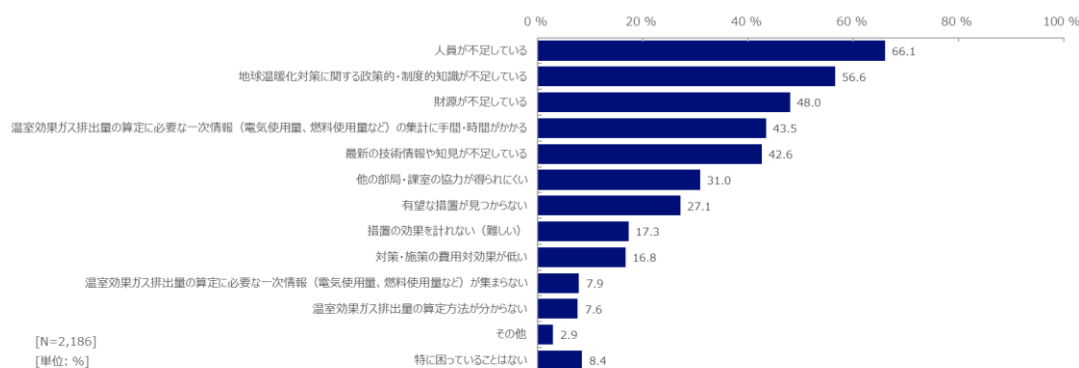


	webサイトで公表している	webサイトでは公表していないが、その他の方法で公表している	公表していない	合計
全体	999	72	467	1,538
比率 (%)	65.0	4.7	30.4	

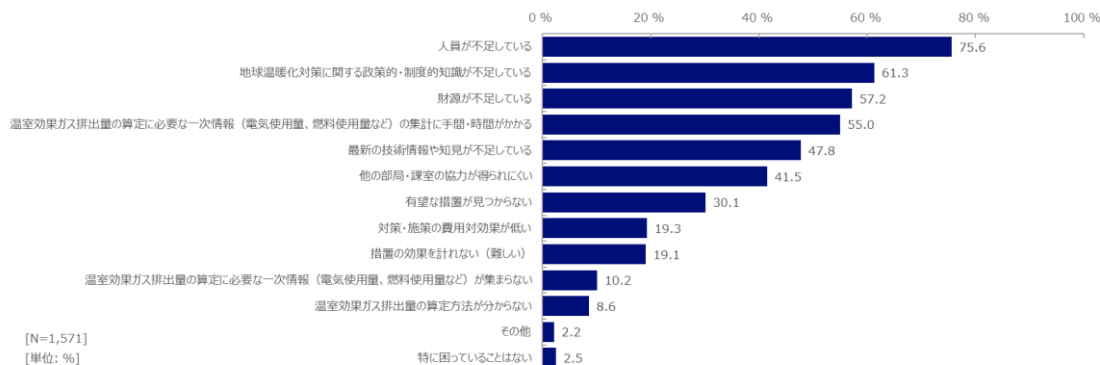
3) 事務事業編の推進過程で困っていること <Q1-6(4)>

事務事業編の点検を行っていると回答した団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(66.1%)が最も高く、次いで「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」(56.6%)、「財源が不足している」(48.0%)と続く。都道府県・市区町村に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 108 事務事業編の推進過程で困っていること



図表 109 事務事業編の推進過程で困っていること
【都道府県・市区町村】



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、
「人員が不足している」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足
している」「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」の割
合が高い。

図表 110 事務事業編の推進過程で困っていること
【団体区分別】

